

# 平成30年塩尻市議会9月定例会

## 産業建設委員会会議録

○日 時 平成30年9月3日（月） 午前10時

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第7号 平成29年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第8号 平成29年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第9号 平成29年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について

議案第11号 塩尻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 塩尻市工場立地法準則条例

議案第13号 塩尻市地場産業振興センター条例

議案第17号 市道路線の廃止及び認定について

議案第18号 平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中 歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費

議案第22号 平成30年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）

### ○出席委員・議員

委員長	金子 勝寿 君	副委員長	中野 重則 君
委員	柴田 博 君	委員	丸山 寿子 君
委員	永井 泰仁 君	委員	篠原 敏宏 君
議長	金田 興一 君		

### ○欠席委員

なし

---

### ○説明のため出席した理事者・職員

省略

---

### ○議会事務局職員

議会事務局長	竹村 伸一 君	議会事務局次長	横山 文明 君
庶務係主事	二木 義文 君		

---

午前9時56分 開会

○委員長 おはようございます。先週に引き続きまして、審査を続行いたします。委員は全員出席であります。

---

### 議案第7号 平成29年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○委員長 それでは、議案第7号平成29年度塩尻市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは別冊になりますが、平成29年度塩尻市水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計決算書をお開きください。2ページをお願いいたします。水道事業の報告になります。

1の概況につきまして、本会議で部長から説明がありましたので、省略させていただきます。

○委員長 課長、長いですので着座で構いません。

○経営管理課長 それでは、着座で失礼させていただきます。なお、今回の決算書及び決算説明資料の表示でございますが、平成28年度の各数値の記載につきましては、榑川簡易水道事業統合前の数値となっておりますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、4ページをお願いいたします。(2)議会議決事項等になりますが、平成29年度に行われました議会の議決事項と報告事項などを記載してございます。

次に、5ページ、6ページをお願いいたします。ここでは、職員に関する事項と(6)その他に他会計の補助金等に係る特定収入の用途を記載してございます。

次に、7ページをお願いいたします。2の工事になりますが、建設改良費で施工した63件、12億288万4,000円余の工事概況とその一覧を7ページから10ページまで記載してございます。

次に、11ページをお願いします。3、業務になりますが、初めに(1)業務量、アの水源における業務量でございますが、中ほどの総配水量は、榑川簡易水道事業の統合により、表の下から4段目の橋戸水源を加え、合計で853万6,876立方メートル、その右の1日平均配水量は2万3,389立方メートルでございます。

次にその下のイ、給水業務、(ア)有効水量でございますが、平成29年度の有効水量は717万6,573立方メートルで、前年度と比べ29万5,724立方メートル増となっており、一番右の有収率は、84.1%と前年度と比べ0.2%の増となっております。

次に、その下の(イ)普及状況でございますが、平成29年度の現在給水戸数は2万7,377戸で、前年度と比べ1,285戸の増となり、人口は6万7,390人で、前年度と比べ2,442人の増となっており、その右の給水普及率は99.9%と、前年度と同率となっております。

次に、12ページをお願いします。下段のウ、管路延長でございますが、平成29年度末の延長の合計は、榑川簡易水道事業分の管路延長を加え、合計で63万3,159メートルで、前年度と比べ5万772メートルの増となっております。

次に、13ページをお願いします。ここでは、収益的収入及び支出に関する事項を科目別に記載してございますが、後ほど明細書のほうで説明させていただきますので、ここでは省略させていただきます。

続きまして、14ページをお願いします。4の会計でございますが、14、15ページには重要契約の要旨として契約金額1,000万円以上の工事契約25件と、16ページには契約金額200万円以上の委託契約10件の明細を記載してございます。

次に、17ページをお願いします。(2) 企業債の概況でございます。まず、本年度のア、借入状況につきましては、東山水系水道システム再構築事業などに係る1億1,270万円の借り入れをさせていただきます。

次にイ、償還状況につきましては、櫛川簡易水道事業の借り入れ分58件を加え、借入総件数合計112件となり、そのうち償還した元金は100件、3億2,868万円余、支払利息は111件、1億957万円余を合わせた右の合計4億3,825万円余の償還をさせていただきます。この明細につきましては、49ページから52ページの企業債明細をごらんいただきたいと思います。

それでは、52ページの一番下を見ていただきたいと思います。総計をごらんいただきますと、一番下にあります数字でございますが、櫛川簡易水道統合により、先ほどの58件の8億9,691万円余を加えるとともに、本年度の償還と新たな借り入れを含め29年度末の未償還残高は52億4,998万円余となっております。前年度より6億8,093万円余が増加となっております。

続いて、ページ飛びまして32ページをお願いします。3、収益費用明細書になりますが、税込みで記載させていただきます。主なものについて、それぞれ担当課長から説明をさせていただきます。

まず収益の部、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益の水道料金につきましては、櫛川簡易水道事業分を加え、14億6,101万8,000円余で、前年度と比べ6,366万3,000円余、4.6%の増となっております。また、水道料金の算定となった調定給水量は715万7,438立方メートルで、前年度と比べ29万5,724立方メートル、4.3%の増となっております。また、収納率につきましては98.2%で、前年度より0.2%の増となっております。

次に、3目その他営業収益3節他会計負担金の7,318万2,000円につきましては、使用料徴収経費として下水道事業会計と農業集落排水事業会計から負担をいただくものでございます。

その下の4節施設負担金の3,785万5,000円余につきましては、給水装置の新設や改造に伴う新規加入、口径変更に係る施設負担金で、前年度と比べ241万4,000円余の減となっております。

次に、33ページをお願いします。2項営業外収益3目資本費繰入収益の494万2,000円とその下の4目補助金の2,423万7,000円につきましては、企業債の元金償還金と利子償還金及び消火栓用水に係る費用で、一般会計からの繰入金でございます。特に4目の補助金につきましては、前年度と比べ1,567万1,000円余が増となっておりますが、これは櫛川簡易水道事業の統合による増でございます。

その下の6目長期前受金戻入につきましては1億9,590万1,000円余で、前年度と比べ4,526万9,000円余の増となっておりますが、これにつきましても櫛川簡易水道の統合による増でございます。過去において建設工事に伴い、その財源として交付された補助金負担金について減価償却費の見合い分を順次償却しているものでございまして、伝票上で振りかえ処理を行うもので、実際の現金の収入は伴わないものでございます。私からは以上でございます。

○浄水担当課長 引き続きまして、決算書34ページからお願いいたします。ここからは支出の部、3条支出となります。

○委員長 着座で構いません。

○浄水担当課長 失礼いたしました。着座でお願いいたします。1款1項1目原水及び浄水費でございますが、主なものにつきまして御説明をいたします。34ページ下段、18節通信運搬費249万593円でございます。

が、主なものにつきましては、備考欄上から2つ目の黒ポツ、NTT専用回線使用料167万2,480円でございますが、市内の水道施設監視用のテレメーターの専用回線ということで、26回線分の使用料でございます。

次に、35ページをお願いいたします。20節委託料2,834万9,469円でございます。備考欄1つ目の黒ポツ、水質検査業務委託料1,507万6,152円でございますが、水道法に基づきまして義務づけられております水質検査の業務委託でございまして、原水13カ所、浄水16カ所の1年間の水質検査の委託料でございます。なお、検査につきましては、全てにおいて定められました水質基準をクリアしたものでございます。備考欄6つ目の黒ポツ、水道事業スラッジ処理業務委託料につきましては、各浄水場の浄水処理過程で発生しました汚泥の引き抜き搬出処分の委託料でございまして、平成29年度は引き抜き運搬条件等が同様であります床尾浄水場及び小曾部浄水場の処分料316万3,702円でございます。上西条浄水場分、19.12トンでございますが、29万455円でございますが、これにつきましては上西条浄水場の沈殿池の引き抜きポンプ引き抜き弁が不調になりまして、急遽引き抜きを行ったものでございます。檜川浄水場分9.16トンでございますが、19万7,856円。この3契約でございまして、トータルの汚泥処分料は237.52トン、合計で365万2,013円の金額となったものでございます。その2つ下の黒ポツ、中央監視装置点検業務委託料415万8,000円につきましては、床尾浄水場及び各施設に設置されております塩尻市水道施設遠隔監視装置の点検業務委託料でございます。

次に、23節修繕費3,227万5,900円でございますが、この主なものにつきまして御説明をいたします。備考欄一番上の黒ポツ、床尾浄水場関係修繕費1,865万3,760円でございますが、パック注入機器等の経年劣化により適正注入が困難になっていました装置の改修工事、床尾浄水場パック注入器及び制御盤改修工事1,728万円を含め5件分の工事を実施したものでございます。その3つ下の黒ポツ、檜川浄水場関係修繕費は、檜川浄水場膜ろ過設備修繕工事448万2,000円でございますが、No.1の膜ろ過供給ポンプの分解整備を初め膜ろ過モジュールのパッキン交換、No.1系列の薬品注入ポンプの取りかえを行ったものでございます。備考欄下から2つ目の黒ポツ、配水池、ポンプ室等修繕費466万7,760円では、勝弦堤平減圧弁のオーバーホール105万8,400円を含め10件の修繕を実施したものでございます。

次に、28節動力費3,560万5,559円でございますが、浄水場を含めましたポンプ機場や配水池等の水道施設76カ所分の電気料でございます。

次に、36ページ一番上の38節受水費2億8,945万128円でございます。主なものは、松塩水道用水の受水費2億8,862万2,798円でございますが、松塩水道用水本山浄水場から1日あたり1万6,500立米を年間受水した費用でございまして、1立米当たりの単価は47.96円でございます。私からは以上でございます。

**○上水道課長** 着座のまま失礼いたします。続きまして、2目配水及び給水費をお願いいたします。20節の委託料になります。1,184万9,436円の主なものでございますが、1つ目の備考欄の黒ポツ、マッピング管理台帳修正業務委託料367万2,000円。こちらにつきましては、平成28年度の施工配水管のデータ更新をしたものでございます。また、その下の黒ポツ、マッピングシステム保守業務委託料につきましては、システムの保守業務となっております。

次に、23節の修繕費をお願いいたします。9,621万3,838円でございますけれども、2つ目の黒ポ

ツ、鉛製給水管解消442件といたしまして6,308万2,800円を支出したものでございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。3目受託工事費26節工事請負費をお願いいたします。130万680円につきましては、下水道事業関連、また大門七番町セイコーエプソン宅地開発事業関連の工事を行ったものでございます。私からは以上です。

○**経営管理課長** その下の4目業務費になりますが、1節の給料から18節の通信運搬費は前年度と比べ大幅な減となっておりますが、これは昨年4月から水道料金の賦課徴収業務を民間委託したことにより、職員4人、嘱託員4人、臨時職員2人、計10人の削減と、また下水道事業の徴収員として嘱託員1人の減となっております。トータルで11人の減となっております。その中の印刷製本費以下でございますが、これについても民間委託によるものでございます。

続きまして、38ページをお願いします。20節委託料の1億2,906万7,000円余につきましては、前年度と比べ5,689万4,000円余の増となっておりますが、この主なものについては、備考欄の一番上の黒ポツ、水道料金徴収業務委託料は、民間委託による水道の受付業務からメーター検針、水道料金の賦課徴収に係る業務を委託した1億900万4,000円余と、その3つ下の黒ポツ、検定有効期間満了量水器取替業務委託料1,734万4,000円余で、計量法による水道メーターの使用期間が8年と定められており、該当する3,468件の取替業務を委託したものでございます。いずれも塩尻市水道事業協同組合に委託したものでございます。

続きまして、その下の21節手数料の739万3,000円余につきましては、水道料金の収納に係る金融機関とコンビニの取扱手数料が主なものでございます。

次に、30節材料費の1,089万3,000円余につきましては、先ほども説明しましたが、計量法によるメーター交換による平成30年度に取りかえ予定をしている5,436戸のメーターの購入代でございます。

続きまして、40ページをお願いします。1の営業費用6目減価償却費の6億5,748万5,000円余につきましては、29年度の減価償却費を計上したものでございます。前年度より8,491万円余の増となっておりますが、榎川簡易水道事業の統合による増が主なものでございます。明細につきましては47、48ページの減価償却費欄をごらんいただきたいと思います。

その下の7目資産減耗費1節固定資産除却費の1,186万7,000円余につきましては、29年度の建設改良工事に伴い不用となった有形固定資産税等の除却が主なものとなっております。

2の営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費の1億957万4,000円余につきましては、さきにも説明した企業債の利息の支払いでございます。前年度より1,109万円余の増となっております。榎川簡易水道事業の統合によるものが主なものでございます。

続きまして、41ページをお願いします。2目の消費税2,750万7,000円余につきましては、29年度の消費税の納税額でございます。

続きまして、42ページをお願いします。4の資本的収入支出明細書になります。主なものについて説明をさせていただきます。

収入の部、1款資本的収入1項企業債の1億1,270万円につきましては、さきに企業債の概況で説明したとおり、建設改良費の財源として借り入れた企業債でございます。

次に、3項負担金1目他会計負担金の1,463万7,000円余につきましては、消火栓11基分の新規更新工事に係る一般会計からの負担金でございます。

次に、2目建設工事負担金の6億7,325万5,000円余につきましては、吉田地区配水施設整備事業、三才山沢深井戸掘削工事関連のほか、塩尻駅北土地区画整理事業関連等の工事負担金でございます。

次に、4項補助金1目他会計補助金の2,286万2,000円につきましては、檜川簡易水道事業の統合により増となったものでございまして、企業債元金償還金に係る一般会計からの繰入金でございます。私からは以上でございます。

**○上水道課長** 続きまして、43ページをお願いいたします。ここから支出の部になります。

20節の委託料1,191万2,400円の主なものでございますが、1つ目の黒ポツ、宗賀地区配水管改良設計業務委託934万2,000円につきましては、国道19号平出歴史公園の推進工事による国道横断部の配水管改良設計業務になります。

続きまして26節、工事請負費をお願いいたします。3億4,232万6,000円でございますが、2つ目の黒ポツ、配水施設整備事業につきまして、12工区1億5,541万7,400円を支出したものでございます。4つ目の黒ポツ、吉田地区配水施設整備事業費1億2,167万2,800円につきましては、野村配水池築造にかかわる送配水管布設工事に支出をしたものでございます。

続きまして44ページ、35節負担金をお願いいたします。4,207万3,900円につきましては、吉田地区配水施設整備事業にかかわる松塩水道用水管理事務所への工事等負担金になります。

3目浄水施設費26節工事請負費8億4,186万4,800円につきましては、1つ目の黒ポツ、浄水施設整備事業といたしまして、耐用年数が経過したもの、また機能障害により発生したものに続きまして、順次計画的に更新を行っている工事でございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。1つ目の黒ポツ、吉田地区配水施設整備事業につきましては、野村配水池築造工事に伴います浄水関係の工事請負費になります。以上です。

**○経営管理課長** 続きまして、46ページをお願いします。2項企業債償還金1目企業債償還金の3億2,868万4,000円余につきましては、企業債の概況で説明したとおり、企業債元金償還金でございます。前年度より5,834万円余の増となっておりますが、檜川簡易水道事業の統合によるものが主なものでございます。

続きまして、ページ戻りまして23ページをお願いします。2、平成29年度水道事業損益計算書になります。1年間の経営状況をあらわすもので、税抜きで記載してございます。1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は、中ほどの右の金額6,983万円余となっております。それから、この営業利益に3の営業外収益を加え4の営業外費用を差し引いた経常利益は、その右の金額1億7,856万3,000円余となっております。

次に、この経常利益から6の特別損失を差し引いた当年度純利益は、下から4行目の金額1億7,776万6,000円余となっております。この当年度純利益にその他未処理利益剰余金変動額で減債積立金の取り崩しによる1億5,316万2,000円を加えた当年度未処分利益剰余金が一番下の3億3,092万9,000円余で、前年度と比べ2,598万円余、8.5%の増となっております。この増につきましては、簡易水道事業の統合による収益費用の増、そのほか収益では水道料金の一般分の増、費用では鉛製給水管改修工事等のものが主

なものでございます。

続きまして26、27ページをお願いします。5の平成29年度水道事業貸借対照表になります。1年間の財政状況をあらわすもので、税抜きで記載してございます。資産の部につきましては、1の固定資産と2の流動資産、それから3の繰延勘定の合計で、一番下の資産合計は173億4,223万2,000円余で、前年度と比べ25億2,323万9,000円、17.0%の増となっております。これについては、檜川簡易水道事業の統合による資産の引き継ぎと吉田配水施設整備事業、東山水系システム再構築などの建設改良事業に係る資産の増によるものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。負債の部につきましては4の固定負債、5の流動負債、6の繰延収益を合計した負債合計は106億2,919万4,000円余で、前年度と比べ27.8%の増となっておりますが、檜川簡易水道事業の統合による企業債と吉田配水施設整備事業などの建設改良事業に係る負債の増によるものでございます。

その下の資本の部につきましては、7の資本金、8の剰余金を合わせた資本合計は、下から2段目の67億1,303万7,000円余、お隣一番下の負債資本合計は、資産合計と同額となっております。

続きまして、ページ戻りまして24ページをお願いします。上段の表3の平成29年度塩尻市水道事業剰余金計算書になります。1年間の資本金、剰余金の増減、変動状況をあらわすもので、税抜きで記載してございます。上段の左の中ほどに当年度変動額、内訳に移行処理簡易水道事業の統合に係るものとありますけれども、この欄が檜川簡易水道事業の統合により引き継がれた資本金、剰余金の内訳と、一番右の記載してあります3,484万8,850円がその資本の合計となります。

続きまして、下段の4の平成29年度水道事業剰余金処分計算書(案)をお願いいたします。先ほど損益計算書で説明をいたしました、当年度未処理利益剰余金3億3,092万9,242円の処分につきまして、公営企業法第32条第2項の規定に基づきまして、その使い道について議会の議決により処分をお願いするものでございまして、その処分案として、表の右に記載のとおり、水道事業経営戦略の計画により、まず当年度分の純利益となった1億7,776万6,349円を減債積立金に積み立て、その残り1億5,316万2,893円を資本金へ組み入れることについて議決をお願いするものでございます。説明は以上でございまして、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長 ただいま説明を受けた内容について質疑を行います。委員より御質問、御意見ございますか。

○永井泰仁委員 33ページの三才山沢水源の原水の供給収益が82万6,545円ということでしたが、これは年次経過の中でふえてきているのか減っているのか、原水の供給収益、どんな状況でしょう。

○上水道課長 三才山沢の収益につきましては、平成29年度の決算が82万6,545円ということで、6,325立方メートルということですが、30年度は29年度に三才山沢のポンプ等を更新させていただきました。その関係で、8月末ということで7,649立方メートルということで、金額につきましては99万9,569円ということで伸びてきております。

○永井泰仁委員 効果は少しずつでも出てきているということですので、いいかと思えます。それから、35ページの塩嶺アルプス配水池用地賃借料で3万4,000円で微々たるものですが、これは塩尻市で買収ができないのはどんな理由で借地になっているのかわかりますか。

○**水道事業部長** 塩嶺アルプスにつきましては、ちょうど岡谷と塩尻の峠境のところの塩嶺の境にありまして、敷地的には岡谷市の所有になります。ということですので、岡谷市のほうから当時塩嶺簡水で行っているときに借地権を借りているものですから、その継続で岡谷市の用地を借りているという状況でございます。以上です。

○**永井泰仁委員** 借地料で3万4,000円っていえば、そっくり土地を買ってもそんなにでかい金額にはならないんで、また岡谷市と行政対行政で、水道事業部のほうとでまた話してみても、できれば塩尻で買収しちゃったほうが将来にえらいもめることもないし、話を進めたらどうかというふうに思います。

○**委員長** 要望でいいってことです。

○**永井泰仁委員** これは要望でいいです。そのほかにあります。

平成29年度の決算説明資料のほうの13ページを見ますと、経常収支比率は110.8%が111.8%ということで改善をされているし、トータルでは非常にいい方向ではないかと思いますが、その中で若干数値的に変化の多い営業収支比率だとか、あるいは企業債の残高ですか、それから職員給与対比というようなことで若干数値の変動が見られますが、これはどんな理由でしょうか。

○**経営管理課長** 今の営業収支比率でございますけれども、今回の檜川簡易水道事業によるものが主な原因でございます。この営業収支比率につきましては、そちらに書いてあるとおり営業収益を営業費用で割った数値になっておるものでございまして、これについては受託工事関係は除いてございまして、営業収益は簡易水道によりまして水道料金が若干ふえておりますが、その費用につきましては、簡易関係の維持管理費、また簡易水道の減価償却費がそれ以上にふえているということで、数値のほうが2.0ポイント減っている状況でございますし、それから企業債残高対給水収益比率につきましては、簡易水道の借り入れの企業債がふえておりますので、そういった関係で数値が若干ふえておまして、状況としては悪くなっているという状況でございます。それに伴ってその下にあります元金、それから利息の比率についても悪くなっている状況でございます。それから、下から2番目の職員給与費対給水収益比率でございますけれども、これにつきましては、職員給与費を給水収益で割った数字になりますけれども、今回の民間委託による職員の数が減っておりますので、数字としては上がっている状況になってございます。以上でございます。

○**委員長** よろしいですか。ほかに。

○**丸山寿子委員** 38ページで手数料ですが、平成29年度において金融機関における手数料とコンビニ収納の手数料、あります。まず確認で、それぞれ手数料1件幾らで、29年度はそれぞれ何件がそれぞれ金融機関とコンビニであったのかについてお願いします。

○**経営管理課長** コンビニとその数字でございますけれども、月平均で把握しておりますので、それでお願いをしたいと思いますけれども、29年度の口座振替が月平均2万3,485件になります。それから、納付書関係で出したものの中でコンビニと現金納入に分かれますけれども、コンビニについては月平均5,034件、それから現金納入について2,564件ということになります。金額につきましては、口座振替が10円、納付書については30円、それからコンビニについては52円ということになっております。

○**丸山寿子委員** 収納率といいますか、滞納等の関係ですけど、傾向として29年度どうだったのかについてお願いします。

○**経営管理課長** これは、民間委託によりまして前年度よりもふえております。現年が98.18%ということ



で、前年が98.01%ということで、0.17%ふえております。それから滞繰につきましては51.90、昨年が50.34ですので、1.56%ふえている状況になります。

○丸山寿子委員 ちょっと説明でふえるってところの、もうちょっと、私がよくわかりにくいんですけど、どっちにふえる。

○経営管理課長 収納率は上がっております。これにつきましては、民間委託をしたことによって民間のノウハウ等も取り入れながら、それでうちのほうとの定例会もしながら、今までどこがどういけなかったとかということも反省を踏まえながら滞納整理、それから給水停止についても厳格に対処しまして、収納率が上がったという状況でございます。

○委員長 ほかに。

○柴田博委員 38ページの真ん中あたりの取りかえ用のメーターの購入についてですけども、5,436個ということでかなり数は多いんですけど、これはどういう形で購入されているのか、購入方法について説明してください。

○経営管理課長 これにつきましては、メーターがそれぞれ口径によって小さいのが13ミリ、それから大きい100ミリ等もありますし、中にはメーターの中で遠隔で、メーターボックスを開かずに外でも見られる、そういうメーターがありますけれども、それぞれの購入単価をうちのほうで設計をしまして、来年幾つかえるっていうことがわかりますので、それに見合ったものについて見積もりで入札をさせていただいております。

○柴田博委員 これは次の1年間分を計算をして、一括で購入して、どこかへストックしておくわけですか。

○経営管理課長 メーター交換につきましては、大体年に1回ということで、5月ころからそれぞれの水道事業協同組合のほうへお願いをしておりますけれども、実際は前の年の3月ころまでに購入をするということで、4月になってからの購入だと間に合いませんので、それで事前の3月ころ納入をさせていただいて、一括納入ということで、もう数がわかりますので、そういう形になっております。

○柴田博委員 わかりました。あと35ページの下のほうに補償費っていうのがあるんですけども、床尾浄水場関係補償費ということなんですけど、これはどんな中身の補償費になっているのか、もしわかったらお願いします。

○浄水担当課長 これは床尾浄水場の水源となっております日出塩の田用水組合で使っていました田用水を水道水に転用させていただいております。その取水契約に基づいた補償となっております。

○柴田博委員 水代というか、水の購入費ということと同じということですか。

○浄水担当課長 はっきり言えば、そういうことになります。

○柴田博委員 わかりました。

○委員長 いいです。ほかにごありますか。

○丸山寿子委員 36ページですが、委託料のところ、このマッピングシステムっていうのが、内容がどういうものなのかについてちょっとまず教えていただきたいです。

○上水道課長 マッピングシステムにつきましては、以前は紙ベースで台帳をつくっておりましたけれども、うんと簡単にいいますと、市内の平面図がありまして、道路のどこにどんな配水管それから給水管が入っているかというデータとそれから位置図が入ったものです。また給水については、所有者とか、どのぐらい月、使ってい

るかとか、そういった水道事業でやっております浄水施設のデータが全て入ったものをパソコン上といたしますか、データとして行っておりますし、前年度工事等で配水管をかえていったものとか所有者がかわったもの、そういうものについては、そこで全て修正をかけたして反映させていくという、そんなものです。

○丸山寿子委員 これはどこに委託をしているんですか。

○上水道課長 株式会社パスコに委託しております。

○委員長 ほかにございますか。

ないようなので、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第7号については、可決及び認定することについて御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第7号については認定することに決しました。次に進みます。

---

#### 議案第8号 平成29年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○委員長 議案第8号平成29年度塩尻市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。着座でいいです。

○経営管理課長 失礼させていただきます。それでは、決算書の54ページをお開きいただきたいと思えます。塩尻市下水道事業の報告になります。

1の概況につきましては、本会議で説明がありましたので省略させていただきます。

57ページをお願いします。(2)の議会議決事項等になりますが、平成29年度に行われました議会議決事項と報告事項を記載してございます。

○委員長 もうちょっとマイク近づけてもらっていいですかね。

○経営管理課長 それでは58、59ページをお願いいたします。ここでは職員に関する事項とその他、他会計の補助金等に係る特定収入の使途を記載してございます。

次に、60ページをお願いします。2の工事になります。建設改良費で施工した72件、4億9,131万円余の工事概況とその一覧を60ページから63ページまでに記載してございます。

次に、64ページをお願いします。3の業務になりますが、初めに(1)、業務量、ア、下水道事業でございますが、上から4段目の平成29年度水洗化人口は5万9,476人で、前年度と比べ1,255人、0.2%の増となっております。次に、その4つ下の水洗化率は97.8%で、前年度と比べ0.1%の増となっております。

続きましてイ、有収水量でございますが、塩尻市浄化センター、檜川浄化センター、小野水処理センターの3処理場の合計した黒ポツ、処理場計の平成29年度の年間処理量は783万5,290立方メートルで、前年度と比べ19万2,788立方メートル、2.4%の減となっております。その下の平成29年度の年間有収水量は641万2,717立方メートルで、前年度に比べ11万2,303立方メートル、1.8%の増となっております。

ります。その下の有収率は81.8%と、前年度と比べ3.3%の増となっております。

次に、65ページをお願いします。ここでは、污水管及び雨水管の延長状況が記載してございます。

続きまして、67ページをお願いします。4の会計になりますが、67ページには重要契約の要旨、契約金額1,000万円以上の工事10件と、68ページには契約金額200万円以上の委託契約19件の明細を記載してございます。

次に、69ページをお願いします。(2)企業債の概況でございます。まずア、借入状況につきましては、建設改良費の財源として借り入れた平成28年度繰越借入分1件、1億1,180万円と、その下の本年度2件分、3億1,760万円と、利用者の負担の平準化を図るために借り入れた資本費平準化債2件の3億円を合わせた合計5件の総額7億2,940万円の借り入れをしてございます。

次に、イの償還状況につきましては、借入総件数合計377件のうち償還した残金は342件、14億5,095万円余、支払利息は371件、3億7,581万円余を合わせた右の合計18億2,677万円余を償還してございます。なお、この明細につきましては101ページから111ページに明細がございましてごらんをいただきたいと思っております。今年度の償還と新たな借り入れを含め、平成29年度分の未償還残高は110ページ下の企業債と、それから111ページ下の平準化債を合わせた合計で196億9,006万円余で、前年度より7億2,155万円余の減少となっております。

続きまして、86ページをお願いします。収益費用明細書になりますが、主なものについて説明をさせていただきます。

まず収益の部、1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料の15億3,344万5,000円余につきましては下水道使用料で、前年度と比べ3,409万8,000円余、2.3%の増となっております。また、下水道使用料の算定となった有収水量は641万2,717立方メートルで、前年度と比べ11万2,303立方メートル、1.8%の増となっております。また収納率につきましては98.2%で、前年度と比べ0.2%の増となっております。

次に、2目の他会計負担金の5億675万9,000円につきましては、総務省の繰出基準による一般会計の繰入金で、95ページの資本的収入他会計負担金を合わせると8億5,000万円となっております。

次に、87ページをお願いします。2項営業外収益5目長期前受金戻入の7億6,492万9,000円余につきましては、過去において建設改良に伴いその財源として交付された補助金負担金の減価償却費の見合い分を順次収益化しているものでございます。私からは以上でございます。

○下水道課長 着座にて失礼させていただきます。私からは費用の部、88ページになりますが、その主なものについて御説明させていただきます。

1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費20節委託料のうち上から3つ目の黒ポツ、マンホールポンプ場維持管理業務委託料1,949万4,000円でございますが、塩尻処理区、楢川処理区のマンホールポンプ場138カ所の維持管理委託料でございます。それから3つ下の黒ポツ、塩尻処理区不明水調査業務委託料486万円でございますが、污水管の埋設から約30年が経過し、老朽化による管の劣化や不等沈下等による地下水及び雨水と思われる浸入水が増加傾向にあることから、浄化センターに近い区域の污水幹線や集水区域の広い污水管路のマンホール内に流量計を4カ所設置し、どの管路から多くの浸入水が流入しているか確認するための調査

を行ったものでございます。

次に、23節の修繕費のうち一番上の黒ポツ、マンホールポンプ修繕費1,389万7,440円でございますが、機器の取りかえ、非常通報装置等の交換を行ったものでございます。その下の黒ポツ、管路施設修繕費1,288万4,400円でございますが、マンホール周りの修繕を47カ所行ったものでございます。

90ページをお願いいたします。2目の浄化センター費でございます。20節の委託料のうち上から4つ目の黒ポツ、脱水ケーキ収集運搬処理委託料1億1,405万5,180円でございますが、これは5,198.38トンの汚泥の処分に係る委託料でございます。主な処分といたしましては、セメント材料としましてセメント会社に処分を委託しております。また、沈砂等を含む汚泥につきましては、焼却処分を行う業者へ委託しております。その下の黒ポツ、運転管理業務委託料1億1,761万2,000円でございますが、浄化センターの管理を日本クリーンアセスに委託し、12名の職員により運転操作、保守点検管理を行っているものでございます。

次に、23節の修繕費のうち一番上の黒ポツ、施設修繕費6,131万5,380円でございますが、常圧浮上濃縮機、電気設備ほかの修繕を行ったものでございます。

その下の28節動力費5,443万8,365円でございますが、浄化センターで使用した電気使用料でございます。

その下の29節薬品費4,673万1,068円でございますが、浄化センターで使用します薬品で、脱臭剤、活性炭等を購入したものでございます。

次に、3目の小野水処理場費でございますが、辰野町へ委託をしております北小野地区の汚水処理であります。小野水処理センターにかかわる辰野町への管理委託料1,983万9,140円でございます。

91ページをお願いいたします。4目の楢川処理場費の20節委託料のうち上から3つ目の黒ポツ、汚泥収集運搬業務委託料834万6,160円でございますが、楢川処理場で発生する汚泥等を衛生センターまで運搬する委託料でございます。昨年につきましては1,286キロリットルを6,480円で委託を行ったものでございます。私からは以上でございます。

○**経営管理課長** 続きまして、92ページをお願いいたします。8目業務費35節負担金の6,669万9,000円につきましては、使用料徴収業務に係る経費で、水道事業会計へ支払った負担金でございます。

続きまして、9目総係費5節報酬1万3,400円ですが、前年度より208万2,000円余減となっておりますけれども、先ほど水道事業で説明した民間委託により徴収員が嘱託職員1人分ということで、報酬が減っております。

続きまして、93ページをお願いいたします。10目減価償却費の14億4,363万円余につきましては、有形固定資産及び無形固定資産の29年度減価償却費でございます。明細につきましては99、100ページの減価償却費をごらんいただきたいと思います。

その下の11目資産減耗費1節固定資産除却費の675万3,000円につきましては、29年度の建設改良工事に伴い不用となった施設の除却費用でございます。

続きまして、94ページをお願いいたします。2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費の3億7,581万5,000円余につきましては、先に説明した企業債等の利息でございます。

次に、3目の消費税の3,905万5,000円余につきましては、29年度の消費税の納税額でございます。続きまして、95ページをお願いします。4の資本的収入支出の明細になります。

収入の部、1款資本的収入1項企業債の7億2,940万円につきましては、企業債の概況で説明したとおり、建設改良費を財源とする企業債と負担の平準化を図る元金償還金の負担を繰り延べる資本費平準化債として借り入れたものでございます。

次に、3項負担金1目他会計負担金の3億4,324万1,000円につきましては、総務省の繰出基準による一般会計からの繰り出しでございます。

次に、その下の3目受益者負担金の1,027万5,000円余につきましては、納期の到来したもの、新たに汚水ますを設置したことにより賦課した受益者負担金でございます。

次に、4項補助金2目国庫補助金の3億1,609万3,000円余につきましては、浄化センター第1期長寿命化事業、管路施設の長寿命化事業に係る国庫補助金でございます。私から以上です。

○下水道課長 96ページをお願いをいたします。説明資料につきましては15ページをお願いをいたします。

支出の部になります。1款資本的支出1項建設改良費1目公共下水道事業管渠施設費20節委託料の一番上の黒ポツ、下水道台帳システム整備業務委託料2,736万7,200円でございますが、管路排水設備合併処理受益地等の情報を整備し、デジタル化を行うもので、区画データ入力、排水設備台帳スキャニング、下水道台帳データ更新等の下水道システムの導入を行ったものでございます。それから5つ下の黒ポツ、田川左岸4号雨水幹線工事、実施設計業務委託料2,642万7,600円は、野村桔梗ヶ原土地区画整理事業及び一帯の雨水を田川へ放流するための雨水系の設計を454メートル行ったものでございます。その下の黒ポツ、塩尻駅北土地区画整理管路施設、実施設計業務委託料1,814万4,000円は、区画整理事業の施工計画、造成計画に合わせて約3,500メートルの実施設計を行ったものでございます。

次に、26工事請負費の一番上の黒ポツ、公共下水道汚水管路整備事業の汚水支線工事4,215万1,320円でございますが、処理区域内の汚水管路の未整備箇所について要望等に基づき施工したものでございます。また、その下の汚水柵設置工事、汚水柵改修工事につきましても要望等により施工したものでございます。それから2つ下の黒ポツ、下水道関連舗装本復旧事業3,525万1,200円でございますが、下水道工事により傷みの激しい路線3,732平米の舗装復旧を行ったものでございます。その下の黒ポツ、公共下水道雨水幹線整備事業、奈良井川右岸3-1号雨水幹線工事6,404万6,000円でございますが、短歌館前から西側へボックスカルバート1,200掛ける1,200ほかを86.4メートル及び薬液注入等の補助工法を行ったものでございます。その下の下水道施設耐震化推進事業、下水道管路耐震化工事1億9,368万7,200円でございますが、マンホールと管路接続部へ可とう性継手291カ所を設置したものでございます。その下の下水道長寿命化事業管更生工事1億2,101万4,000円でございますが、管路施設の延命化や機能停止等の事故を未然に防止するため、既設の汚水管路の内側に新たな管を1,844.8メートル挿入し、再構築したものでございます。

3目の処理場建設費20委託料2億9,864万5,112円でございますが、塩尻市浄化センター第1期長寿命化事業により、受変電設備、監視制御設備、自家発電機更新工事及び浄化センター内の管路部分への可とう性継手の実施設計を日本下水道事業団へ委託したものでございます。

97ページをお願いいたします。4目小野特環処理場建設費20委託料3,838万6,410円でございますが、小野特環公共下水道長寿命化事業により小野水処理センターの計装設備の更新、定置式脱水機設置、OD槽耐震化等の建設工事を辰野町へ委託したものでございます。私からは以上でございます。

○**経営管理課長** それでは、98ページをお願いします。2項企業債償還金1目企業債償還金の14億5,095万6,000円余につきましては、さきに企業債の概況で説明したとおり、企業債元金の償還金でございます。

続きまして、ページ戻りまして76ページ、お願いします。下水道事業損益計算書になります。1の営業収益、2の営業費用を差し引いた営業損益は、中ほどの右の金額1億5,123万2,000円余となっております。この営業損失に3の営業外収益を加え4の営業外費用を差し引いた経常利益は、その右の金額2億3,570万9,000円余となっております。

次に、この経常利益から6の特別損失を差し引いた当年度純利益は、下から4行目の金額2億3,430万3,000円余となっております。この当年度純利益に減債積立金の取り崩しによる1億6,455万3,000円余を加えた当年度未処分利益剰余金は、一番下の3億9,885万6,000円余と、前年度と比べ5,926万8,000円余、17.5%の増となっております。この利益剰余金の増につきましては、下水道使用料の収益の増、また管渠費、減価償却費、企業債償還利息などの費用の減によるものでございます。

続きまして79、80ページをお願いします。貸借対照表になります。資本の部につきましては、1の固定資産、2の流動資産を合計した一番下の資産合計は382億2,469万7,000円余で、前年度と比べ1億5,335万9,000円、0.4%の減となっております。

次に、80ページになります。負債の部につきましては、4の固定負債、5の流動負債、6の繰延収益を合計した負債合計は346億8,003万4,000円余となっております。その下の資本の部につきましては、2の資本金と8の剰余金を合わせた資本合計は、下から2段目の35億4,466万3,000円余となり、上の負債合計と合わせた一番下の負債資本合計は資産合計と同額となっております。

続きまして、ページ戻りまして77ページをお願いします。下段の平成29年度剰余金処分計算書(案)をお願いいたします。当年度未処分利益剰余金3億9,885万6,540円の処分について、その使い道について議会の議決により処分をお願いするものでございます。表の右の欄に記載のとおり、当年度純利益となった2億3,430万3,155円を減債積立金に積み立て、その残りの1億6,455万3,385円を自己資本金へ組み入れることについて議決をお願いするものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○**委員長** それでは、10分間休憩といたします。

午前11時06分 休憩

午前11時13分 再開

○**委員長** それでは、休憩を解いて再開をいたします。御質問、御意見ございますか。

○**永井泰仁委員** 経常収支比率も109.6%ということで3.1%上昇して順調に推移をしているんじゃないかというふうに安心しておるところですが、68ページの脱水ケーキの収集運搬先ですが、5カ所ということになっていますが、これは受け入れてもらえる先の量によって5業者というか、これだけの会社にふえてきたのか、

その辺の事情はどんなふうになっていますか。

○下水道課長 脱水ケーキの収集運搬につきましては、処理業者は4業者でございます。ほかに運搬を専門にしている業者がございますので、1業者ということでございます。

○永井泰仁委員 それと、脱水ケーキは、使い道はどんな方面に使われているか、把握をしているでしょうか。

○下水道課長 セメントの材料として処分をさせていただいておりますので、その先につきましては、業者のほうで処分をしているということでございます。

○永井泰仁委員 いいです。

○委員長 ほかに。

○柴田博委員 58ページの職員の関係ですけれども、今衛生センターには職員は配置されていないのでしょうか。

○下水道課長 衛生センターは、正規職員、臨時職員ともございません。

○柴田博委員 いない。

○下水道課長 はい。

○柴田博委員 業務を請け負っている業者さんだけということになるわけですか。

○下水道課長 そのとおりでございます。

○柴田博委員 あと、88ページの真ん中あたりの塩尻処理区の不明水調査業務委託料の関係ですけど、流量計をつけて調査しているということだったんですけど、もうちょっと詳しく内容を教えていただけますか。

○下水道課長 担当係長のほうより御説明申し上げます。

○下水道係長 29年度に不明水調査を行ったんですけど、その前年度ですけれども、市内全域を対象としまして、二十数カ所のブロックに分けて不明水調査を行いました。ただ、その調査の中で、塩尻市浄化センターや吉田の若宮地区を中心にした部分につきましては、かなり広い部分で調査のし残しというところもあったもんですから、そちらにつきまして、若宮のポンプ場や幹線管渠のところに流量計を1カ月単位で設置しまして、その中で何回か降雨がありましたので、その降雨によって流量計の数値が上がるのかどうかというのを調査いたしました。結果につきましては、管路古いんですけれども、特に降雨による不明水の影響はないという結果が得られました。私からは以上です。

○柴田博委員 取りつけた流量計というのは、調査終わったらまた取り外しちゃうわけですか。

○下水道係長 不明水調査委託、発注しまして、請負業者によってマンホール内に流量計を設置しまして、調査期間が終わりましたら撤去をいたします。以上です。

○柴田博委員 もう1点お願いします。96ページの下のほうに、材料費のところにマンホールの鉄蓋代っていうのがあるんですけど、この160万円余ですけども、これで何枚ぐらいになるのかということと、あとマンホールの蓋って今何か人気あるらしいんだけど、塩尻の場合には何種類ぐらいあるのか。1種類だけなのか、それからマンホール蓋の取りかえ頻度っていうのは大体どれぐらいもつものなのか、その辺をちょっとお願いします。

○下水道課長 マンホールの購入枚数でございますけれども、59枚を購入しております。

それと対応年数につきましては、その設置場所によって違ってきますが、だいたい30年くらいです。

それと、種類でございますけれども、公共下水道につきましては従来どおり1種類でございます。

○柴田博委員 取りかえるかどうかというのは、表面の磨耗か何かですか。それとももっと違う項目があるわけですか。

○下水道課長 表面の磨耗でございます。

○柴田博委員 いいです。

○副委員長 説明資料の23ページをお願いいたします。下水道事業会計未収金の内訳で、収納率はそれぞれ上がっておりますが、組合に委託したことだろうと思っておりますが、その他未収金が2億1,676万7,640円、現年分としてある。この内容と、それから調定額で13億9,900万円ほど調定をしてあるんですが、その他未収金として挙げてある中身はどんなものなのか。

○経営管理課長 その他未収金の2億1,600何がしにつきましては、国庫補助金が2億1,620万円、それから受益者負担金の分が56万7,640円ということで、3月で経理のほうを締めますけれども、その後に入ってくる分がございますので、こんな形になります。以上です。

○副委員長 13億9,900万円も国の補助金ということですか。

○経営管理課長 担当の係長から説明させていただきます。

○経理係長 調定額の13億9,900万9,920円の内訳でございますけれども、先ほどの国庫補助金、あと受益者負担金、それと企業債の借入れが7億2,400万円ございますので、内訳はそうになっております。

○委員長 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。それでは、質疑を終結して、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第8号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第8号については、全員一致をもって可決及び認定すべきものと決しました。次に進みます。

---

#### 議案第9号 平成29年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について

○委員長 議案第9号平成29年度塩尻市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、決算書113ページをお開きいただきたいと思いますが、ここからは1の概況になります。116ページまでについては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

117ページをお願いします。2の工事費になりますけれども、建設改良費で施工した4件、491万4,000円の工事概況とその一覧が記載してございます。

118ページをお願いします。3の業務になります。業務量、アの農業集落排水事業でございますが、上から4段目の平成29年度水洗化人口は5,593人で、前年度と比べ73人、1.3%の減となっております。



次に、その表の一番下の水洗化率は92.4%で、前年度と比べ0.1%の増となっております。

続きまして、イの有収水量でございますが、平成29年度の年間処理水量は53万2,715立方メートルで、前年度と比べ6,373立方メートル、1.2%の増となっております。また、その下の29年度の年間有収水量は47万2,309立方メートルで、前年度と比べ1,200立方メートル、0.3%の減となっております。その下の有収率は88.7%で、前年度と比べ1.3%の減となっております。

次に、ウでは配水管延長状況が記載してございますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、120ページをお願いします。4の会計になります。契約金額1,000万円以上の工事契約1件と契約金額200万円以上の委託契約6件の明細を記載してございます。その下の企業債の概況でございますが、アの借入状況は、29年度は借入れがありませんでした。

次に、イの償還状況につきましては、償還した元金169件、1億9,649万円余、支払利息は169件、5,064万円余で、合わせた合計2億4,713万円余の償還でございます。この明細については、145ページから149ページをごらんいただきたいと思っております。これにより、149ページの一番下になりますけれども、29年度末の未償還残高は22億5,623万円余となっております。前年度より1億9,649万円余減となっております。

ページ飛びまして、136ページをお願いします。収益費用明細書になります。主なものについて説明をさせていただきます。

収益の部の1目農業集落排水施設使用料の1億440万8,000円余につきましては、農業集落排水の施設使用料で、前年度と比べ3万1,000円余の微増となっております。農業集落排水使用料の算定となった有収水量は47万2,309立方メートルで、前年度と比べ1,200立方メートル減となっております。また収納率につきましては98.7%で、前年度と同率となっております。

次に、2目の他会計負担金の1億8,977万7,000円につきましては、総務省の繰出基準による一般会計からの繰り出しで、141ページの資本的収入他会計負担金と合わせると2億5,585万9,000円で、前年度と比べ556万5,000円増となっております。

次に、2項営業外収益5目長期前受金戻入の1億3,766万8,000円余につきましては、過去において建設改良に伴う財源として交付されたもので、減価償却に見合うよう順次償却しているものでございます。私からは以上でございます。

○下水道課長 私からは費用の部、137ページになります。その主なものについて説明させていただきます。

1款農業集落排水事業費用1項営業費用1目管渠費20委託料の上から3つ目の黒ボツ、マンホールポンプ場維持管理業務委託料453万6,000円でございますが、8農業集落域内にありますマンホールポンプ場61カ所の点検清掃等を行った管理委託料でございます。

次に、23修繕費の一番上の黒ボツ、マンホールポンプ修繕費729万5,400円でございますが、マンホールポンプのオーバーホール、水位計交換等を行ったものでございます。

138ページをお願いいたします。2目浄化センター費20委託料の一番上の黒ボツ、農業集落排水処理施設維持管理業務委託料1,717万2,000円でございますが、農業集落排水8処理場の管理委託料でございます。その下の黒ボツ、汚泥収集運搬業務等委託料1,464万6,417円でございますが、農業集落排水の

各処理場で発生しました汚泥を衛生センターまで運搬した委託料でございます。

次に、23節修繕費の1,432万2,960円でございますが、農業集落排水8処理場の曝気装置ほかの修繕を行ったものでございます。

その下の28動力費1,270万3,399円でございますが、農業集落排水8処理場の稼働に伴います電力使用料でございます。私からは以上でございます。

○**経営管理課長** その下の6目業務費35節負担金の648万3,000円につきましては、使用料徴収業務に係る経費で、水道事業会計へ支払った負担金でございます。

続きまして、139ページをお願いします。中ほどの8目減価償却費の2億2,049万4,000円余につきましては、有形固定資産の29年度の減価償却費でございます。明細につきましては143、144ページをごらんいただきたいと思います。

続きまして、140ページをお願いします。2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費の5,064万1,000円余につきましては、企業債の概況で説明したとおり、企業債の利息でございます。

次に、3目の消費税の400万9,000円余につきましては、平成29年度の消費税の納付税額でございます。

続きまして、141ページをお願いします。資本的収入支出の明細になります。主なものについて説明をさせていただきます。

収入の部ですが、1目他会計負担金の6,608万9,000円につきましては、総務省の繰出基準による一般会計からの繰出金でございます。私からは以上です。

○**下水道課長** 142ページをお願いいたします。支出の主なものについて申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費1目農業集落排水事業管渠施設費20委託料の1,192万3,200円でございますが、岩垂、元洗馬、小曾部処理区を公共下水道区域へ統合するための接続ルートの検討及び処理区統合に向けて調査や農林水産省と事前協議図書の作成を行ったものでございます。

2項1目1節の企業債償還金1億9,649万5,664円につきましては、過去に借入れをいたしました企業債元金の償還でございます。私からは以上でございます。

○**経営管理課長** ページ戻りまして、127ページをお願いします。損益計算書になります。

1の営業収益からずっと見ていただきまして、一番下になりますけれども、下から4行目ですが、当年度純利益につきましては5,276万円余になります。前年度の繰越剰余金はありません。一番下の当年度未処理利益剰余金につきましては1億741万4,000円余で、前年度より1,736万円増となっております。

続きまして130、131ページを見ていただきたいと思います。貸借対照表になります。

資産の部でございますが、一番下を見ていただきまして、資産合計でございますが63億6,850万円余で、2億834万円減ということになっております。

131ページをお願いします。負債の部でございます。中ほどになりますが、負債の合計は51万7,737万円余ということでございますし、その下の資本の部でございますが、下から2行目になりますが、63億6,850万円ということでございまして、その両方合わせた負債資本合計は、一番下になりますけれども、資産の部と同額になってございます。

ページ戻って、128ページをお願いします。下段の剰余金処分計算書(案)をお願いいたします。当年度末処理利益剰余金1億741万4,163円の処分について議決をお願いするものでございまして、表の右の記載のとおり、当年度純利益となった5,276万4,885円を減債積立金に積み立て、その残り5,464万9,278円を自己資本金へ組み入れするものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは説明を受けましたので、御質問、御意見等ございますか。

○永井泰仁委員 対象区域内の水洗化率が0.1ポイント上がっているということで、92.4%ということで結構ですが、農集排の場合には公共下水道と違って法的に強制加入はできないですが、これから農集排は公共下水道に接続すると当然100%目指して法的にはやっていくことになっていきますが、これ100%に近づける努力というものが必要だと考えますが、どんなふうを考えていますか。

○下水道課長 今のところ、ちょっとそこまで深く考えておりませんでしたけれども、今後につきましては、お客様センターへも委託してあるものですから、そういう徴収業務に当たっている方たちも通じながら、水洗化率のアップを図っていくようなPRをしていきたいと思ひますし、なかなか進まないようであれば、過去に戻りまして、またPR集等をつくりましてPRをしていきたいと思ひております。

○永井泰仁委員 ここで農集排の洗馬のほうですか、とりあえず2カ所公共へつなぐということになってきたもんですから、この未加入のところも今から加入してもらうような話をしつて、ちょうど切りかわったときにみんな協力してもらえるような態勢をつくつていかなきゃいけないし、今のところは農集排は法的に縛りがないもんですから自由だという考えかもしれませんが、公共になると基本的にその区域内は全員入るという前提で縛りが来るもんですから、その辺のところをまた職員の皆さんも入つてないところはだいたい掌握できているでしょうから、ぜひまた訪問等をして、ぼつぼつその趣旨も話をしつて100%に近づけるような努力をしてほしいと思ひます。要望にしておきます。

○委員長 要望でいいですか。ほかにもございますか。

○柴田博委員 138ページの上のほうの修繕費のところ、OD槽曝気装置修繕ほかつてということで、OD槽の場合のことが書かれているんですけど、8施設は全部OD方式なんですか。

○下水道課長 処理方針につきましては、ODと連結流入間欠曝気方式JARUSとか、処理場によってタイプが若干違います。

○柴田博委員 それはつくる時の話なんで昔の話ですけど、どんな条件でそういうあれを変えたわけですかね。

○下水道課長 多分、規模と経済性等を比較する中で、数ある方式の中からこの方式を選定したものだと思います。

○柴田博委員 ちなみに8つの施設の内訳、数だけ教えてもらえますか。OD何カ所、JARUSのⅢ型何カ所とかいうふうに。

○下水道課長 ODが3カ所、それとJARUSが3カ所、それと流入調整槽前置式が1カ所ということでございます。

○柴田博委員 もう1カ所は。

○下水道課長 申し遅れました。農集とはちょっと若干違うんですが、若神子という地区がございまして、これ

につきましては合併処理浄化槽ということでございますので訂正させていただきます。

○柴田博委員 それを入れて8カ所と。

○下水道課長 はい、そうでございます。

○委員長 いいですか。ほかにもございますか。

ちょっと全般的な話で、農業集落排水事業、一般公共下水道に接続していく、順次っていう話はもう計画的にあると思うんですが、これ順番的にやりやすいところから、近い洗馬、要は距離の話だと思うんですね、コストが一番で。水道ビジョンでちょっとそこまで書いてあったかどうか記憶がないんですが、簡単に洗馬の後どんな順番でやっていくのが、きょう答弁したからって拘束されるわけじゃないんですが、少し説明をしていただけますかね。

○下水道課長 この後、小曾部が終わりましたら平成31年度に向けまして宗賀南部、東山、それから勝弦等をしていく予定でございます。

○委員長 わかりました。ちなみにコスト的に洗馬、協議会するとき、どのぐらいの値段で接道、まだですかね。宗賀南部とか東山とか、結構距離あると思うんですけど。

○下水道課長 まだそこまで、遠い先の将来のことでございますので、検討してございません。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑を終結しまして自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第9号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第9号については、全員一致をもって可決及び認定すべきものと決しました。次に進みます。

---

### 議案第11号 塩尻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第11号塩尻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○産業政策課長 議案第11号塩尻市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。まず、議案書の関係ページと議案関係資料9ページをごらんください。

議案関係資料の9ページ、1、提案理由でございますが、地域再生法の一部が平成30年6月1日に改正されたことに伴いまして必要な改正をするものでございます。

2の概要については、長野県から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者が東京都の特別区の存する区域から特定業務施設、いわゆる本社機能と呼ばれているものです。本社機能を移転して整備し

た場合の特別償却設備に係る固定資産税について、新たに課税免除の規定を定めるものでございます。

ここで、現行の制度について申し上げます。地方創生に係る施策の一環としまして、地方での安定した良質な雇用創出を図り、地方への新たな人の流れを生み出すため、先ほど申し上げましたとおり、東京都の特別区から本市の地方活力向上地域内であります市街化区域と塩尻駅北地区、こちらに特定業務施設、本社機能を移転して整備した場合、これを移転型事業と呼んでおります。または、この地方活力向上地域内に本社を置く事業所が特定業務施設を増設して整備した場合、これを拡充型事業と呼んでおります。この2つの事業における特別償却設備である家屋または構築物及び償却資産並びに当該家屋または構築物の敷地であります土地に対して課税する固定資産税について、現在は不均一課税を行っているものでございます。このうち今回の改正は、移転型事業につきまして不均一課税を課税免除に改めるものでございます。

条例の新旧対照表、こちらにつきましては、後ほど御説明をいたします。

条例の施行等、こちらは公布の日から施行するものでございます。

それでは次に、新旧対照表をもとに改正箇所を御説明いたします。1枚おめくりいただきまして、議案関係資料の10ページ、ごらんください。

○委員長 課長、着座で。

○産業政策課長 着座にて失礼いたします。現行の第1条と改正案第1条を比較してごらんください。下線部分が改修の箇所になります。現行では固定資産税の不均一課税を行うことについて規定をしておりましたが、このたびの法律改正により課税免除の規定が加わったことから、本条例においても新たに加えるものでございます。なお、固定資産税相当分については、国から地方公共団体へ減収補填が講じられる措置がとられております。このことに伴いまして、条例の題名につきましても、固定資産税の不均一課税に関する条例から固定資産税の特例に関する条例に改めるものでございます。

現行の第2条及び改正案第2条をごらんください。第2条では、課税の特例に関する税率等を定めております。現行では不均一課税の税率を100分の0.07と規定しておりますが、このたびの法律改正により移転型事業を行った場合における特別償却設備等に係る固定資産税については課税免除を行うという規定を加えるものでございます。該当条項は、改正案の第2条第1項第1号でございます。なお、拡充型事業を行った場合における特別償却設備等に係る固定資産税については、現行のとおり100分の0.07を税率として規定しております。この該当条項は、改正案第2条第1項第2号になります。このほか、条例の改正に合わせて用語及び引用規定を改正するものでございます。

第3条以降については、課税免除を行うことにより必要な改正を行うものでございます。

この条例につきましては、平成28年3月に制定しておりますが、本市において現在のところ実績はございません。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは委員より質問、御意見ございますか。

○永井泰仁委員 この特定業務施設という言葉ですが、具体的にはどういう施設を指しているか、具体的に説明してください。

○産業政策課長 特定業務施設は、地域再生法の中で規定はされておりますけれども、いわゆる調査企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務の部門をいずれか有する事務所、もう1つは、研

究所または研修所であって重要な役割を担う事業所と規定されており、工場は対象外となっております。

○永井泰仁委員 工場とかそれから運輸とか、そういう業種でないと、これつくっても塩尻市ではあまり期待ができないような気がするが、見通しとしてはどんなふうに考えていますか。

○産業政策課長 現在本市の事業用地の空き状況を申し上げますと、非常に工業団地も空きがなく、いわゆる市街化の工業地域や準工業地域等の工業系の地域においても空きがない状況でございます。実際、案件の相談でもないところがございますけれども、こういった制度を整えることによりまして、企業誘致の話があったときは、誘発要因にするように努めてまいりたいと考えております。

○柴田博委員 先ほどの説明で、塩尻市においては工場地域に該当するのが市街化区域と駅北の地区だということだったんですけど、どういう理由でそこが該当するようになるわけですか。

○産業政策課長 この条例を28年に制定をしたときに、この地域、計画の中で定めておりまして、いわゆる市街化区域というのが都市化を優先していくという地域でありまして、あと駅北の整備が予定されておりましたので、そこを含めるような形、将来的な市街化区域を想定したエリアで想定したものとなっております。

○柴田博委員 それは、塩尻市がそういうふうに指定したということなわけですか。

○産業政策課長 そのとおりでございます。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 ほかにございますか。

1点、いいですか。これ、国から言われてきて改正っていうことですよ。それで地方創生関連、ほか、もうちょっと何かないのかなと思って見ているんですが、担当課長は努力して中央から、地方創生関連の予算枠っていうのは内閣府で一まとめにしている非常にボリュームもある。塩尻市はトップランナーだと言われながら、一方で目に見えたものっていうものがまだまだ出てきてないのか、スナバができたっていうことだけ、一般市民からすれば普段市民が利用する施設ではないと。そういう中で、商工部門なりでさらに今後、地方創生の部分での予算の確保でこういうことをやってみたいとか、そういう部分、ちょっと話してもらえないですかね。

○産業政策課長 今、委員御指摘のとおり、今回は国の制度改正によるものがございますけれども、地方創生の推進交付金におきましては、地方のいわゆる創意工夫による提案によって国のお金をつけられる事業、今現状で申し上げますと、スナバでも活用いたしましたし、インターンシップの事業だったりテレワーク事業だったり、そういう事業を地方創生のトップランナーを自負しております本市においては率先して活用しているところがございます。今後につきましても、国のいわゆるこういう有利な制度、そういったものの情報をキャッチしながら、ぜひ産業振興におきましても新たな産業を生んだり、強い産業基盤を築く、そういったものを積極的に活用をして本市の経済発展に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○委員長 じゃあ、具体的に何か新しいのは今のところなくて、今言った話の、今まで出てきたやつは今出てきたけど、今後何かそういうのはないってことですか。

○産業政策課長 今、具体的な案件は、こういうのっていうのはないんですけども、これから今年度事業の実証評価をしまして、来年度に向けいろいろな事業を構築していかなければなりませんので、そういったところで検討してまいりたいと考えております。

○委員長 わかりました。よろしいですかね。

いいですか。それでは、質疑を終結し、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第11号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

### 議案第12号 塩尻市工場立地法準則条例

○委員長 議案第12号塩尻市工場立地法準則条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○産業政策課長 それでは、議案第12号塩尻市工場立地法準則条例について、御説明申し上げます。議案の関係ページ及び議案関係資料の13ページをごらんください。

初めに1、提案理由でございます。工場立地法第4条の2第1項の規定により特定工場における緑地面積率等を定めることに伴い、新たな条例を制定するものでございます。

2、概要でございます。都市計画法に定める準工業地域、工業地域等における特定工場の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地割合に対する割合について次のとおり定めるものでございます。この割合でございますけれども、国が定める基準の範囲内において設定をしてございます。表につきましては、条文を説明する際に申し上げます。

3、条例の施行等につきましては、公布の日から施行するものでございます。

ここで、この条例の上程に至りました経過について御説明申し上げます。現行の工場立地法については昭和48年に施行され、生産施設の面積や緑地面積等の基準を規定した工場立地に関する準則によりまして、敷地面積9,000平方メートル以上または建築面積3,000平方メートル以上のいわゆる特定工場については、工場敷地面積の20%以上の緑地、緑地を含めた25%以上の環境施設の確保が義務づけられております。緑地とは、樹木や芝などで表面が覆われている土地及び建築物の屋上等の緑化施設のことを指します。また、環境施設とは、緑地を含むほか、池や噴水、運動場、太陽光発電施設、雨水浸透施設などのことを指しております。

その後、平成24年4月1日に第2次地方分権一括法が施行されまして、工場立地法に関する届け出等の関係事務が県から市に権限移譲されたことによりまして、国が定める基準の範囲で市が独自に緑地面積率等を緩和できる、この条例の制定が可能となりました。本市では現在まで国の定める準則を適用してまいりましたが、このような中、理事者を初めまして私どもによります企業訪問から工場を拡張したいが土地がない、現行の緑地面積率等の規制は新たな設備投資の促進の妨げになっている。そのような声が寄せられまして、工場立地法に基づく緑地面積率等の緩和の要望が企業からございました。また、国におきましては、本年6月に生産性向上特別措置法を施行しまして、企業の積極的な設備投資を促しているところでございます。

これを受けまして、市といたしましても、工場立地法の第4条の2第1項の規定により、緑地面積率等を緩和

し、企業の設備投資や生産施設の拡張を図ることによりまして、安定した雇用の創出や地域経済の活性化、これ  
を図りたいということで今回の条例の上程に至ったところでございます。なお、県内19市の状況でございます  
が、市によりまして面積率等の違いはありますが、すでに9市が準則条例を制定し、緩和しております。

それでは、議案の関係ページにお戻りをいただきたいと思っております。議案のほうになります。条文について説明  
をいたします。

第1条は、条例制定の趣旨を規定したものでございます。

第2条、定義でございますけれども、用語の定義は、工場立地法において使用する用語の例によるものと規定  
しております。

第3条でございます。第3条では、都市計画法で定められた区域等に応じて敷地面積に対する緑地の面積の割  
合、環境施設的面積の割合について規定をしております。対象となります区域といたしまして、都市計画法に基  
づく準工業地域、工業地域、工業専用地域及び都市計画区域内のうち用途地域の定めのない区域を対象区域とし  
ております。上段、準工業地域の緑地面積率を10%以上、緑地面積を含めた環境施設的面積率を15%以上、  
中段及び下段、工業地域及び工業専用地域並びに用途地域の定めのない地域の緑地面積率を5%以上、緑地面積  
を含めた環境施設的面積率を10%以上に設定するものでございます。なお、この基準は、対象地域における緑  
地及び環境施設の割合でございますけれども、先ほど来申し上げてまいりましたとおり、国の定める範囲の中で規定す  
るものでございます。なお、第3条で定める区域以外、いわゆる市街化区域の住居系地域、商業系区域等につい  
ては、従来どおり国が定める準則、緑地20%、環境施設25%を適用してまいります。

第4条では工業立地法の施行規則4条に規定する緑地以外の環境施設に含まれない駐車場や、環境施設である  
太陽光発電施設との重複する緑地及び屋上緑地など面積の算入について第3条に規定する面積率の100分の5  
0まで可能とする規定を設けたものでございます。

第5条では、特定工場の敷地が第3条で定める区域の2つ以上の区域にまたがっている場合や、第6条では、  
特定工場の敷地が本市に隣接する市町村とまたがっている場合、そのようなものを規定しているものでございま  
す。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、附則の第2項でございますが、経過措置の規定でございます。工場立地法が適用される前の昭和49  
年6月28日以前に設置されている、または工事中だった工場において同敷地内に生産施設を増設する場合、補  
助率に関する準則に基づく所定の計算式に本条第3条に規定する緑地と環境施設的面積を適用しまして、新たに  
設置が必要となる緑地と環境施設的面積を規定するものでございます。

本年8月1日現在、工場立地法に該当します特定工場は、本市に31社33工場ございます。説明は以上で  
ございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 委員より御質問、御意見ありますか。

○柴田博委員 条例のほうの1ページの一番下ですけど、工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境  
施設以外の施設ってちょっとわかりにくいんですけど、もう1回説明してください。

○産業政策課長 こちらは、緑地以外の環境施設以外の施設、これは、いわゆる環境施設に含まれない駐車場、  
あと環境施設である太陽光発電施設と重複する緑地及び屋上緑地などの面積の算入について、この面積の第3条



に規定します面積率の100分の50までですので、その割合まで可能とする規定でございます。

○柴田博委員 駐車場なんかがついてというのはわかるんですけど、日本語としてこの第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設というのは成り立つの、これ、ういう文章で。

○産業政策課長 日本語として成り立っているという点で申し上げますと、ちょっと大変明確な回答ではないんですが、いわゆるいろんな自治体でこういった条例を制定してございまして、そういったところの条文を適用しながら、本条例を制定しているところでございます。

○柴田博委員 わかんないな。さっきの説明では、環境施設の中に含まれない駐車場とか含まれる太陽光発電施設とかついているような話でしたよね。そういうふうにすると、緑地以外の環境施設っていう言葉では、緑地以外の環境施設だから、その環境施設に含まれるもの以外ということだよね。ということは、駐車場はそうだけど、環境施設の中に入っている太陽光発電施設なんかはここに該当するわけ。

○産業政策課長 後ほど、こういった図表をあらわした準則の本の資料がございまして、それを用いてわかりやすく説明さしあげたいと思います。

○柴田博委員 多分ここで今、採決しちゃうんで、問題がなければそれでいいですので、問題があるかどうかだけ調べて、資料があれば後で出してください。

○産業政策課長 承知いたしました。

○委員長 そうしたら、資料が来てから昼食後、採決にしたいと思いますので、1時5分まで休憩します。

午後0時05分 休憩

---

午後1時03分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

午前中に引き続き審査を行います。担当課のほうで請求していた資料があれば、配付を願います。

○産業政策課長 では今、お手元に委員長の許可を得ましたので、資料を配付させていただきます。

○委員長 説明を求めます。

○産業政策課長 塩尻市工場立地法準則条例第4条の規定の文書についてということで、柴田委員のほうから質問を頂戴いたしました。今お手元に、その関係資料を配付いたしましたので、基づきまして説明をいたします。

お手元に配付しました資料ですけども、緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準ということで、国のほうの告示でございます。こちら裏面おめくりいただきまして、裏面の3でございますけれども、工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設または同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等の緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができないと。こちらの条文の規定の文章を条文化しましたのが第4条でございます。第4条のほうは、このできないというものをできる規定にしてございます。

この中で言っている施設でございますけれども、①でございますが、第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地、これ例示でございますけれども、駐車場の緑化ブロック。②になりますけれども、第1号トに掲げる施設、こちらが太陽光の発電施設。第3条が明文化されていますとおり、建築物の屋上等緑化施

設、こういったところの部分の面積を100分の50まで算入してもいいと、そういう条文の規定でございます。説明は以上です。

○柴田博委員 そうするとここが一番初めの、今の説明されたところの①、②、③にある中の①のところの緑地以外の環境施設以外の施設には、駐車場なんかは入るけど、太陽光なんかはそこじゃなくて、その次の②のほうに入るっていう説明ね。

○産業政策課長 太陽光の場合ですけれども、太陽光は太陽光の下を緑地にすることも可能でございますので、いわゆるその緑地と太陽光があって重複している施設と、そういう表現でございます。

○柴田博委員 さっきわからなかったのは、緑地以外の環境施設以外の施設の中に駐車場とか、太陽光の施設が入るっていうふうに説明されたんでおかしいなと思ったんですが、今の説明でわかりました。以上です。いいです。

○産業政策課長 説明が曖昧で大変申しわけございませんでした。今の説明したとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかの委員よりよろしいですか。

それでは、質疑を終結し、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。ないので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第12号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第12号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

### 議案第13号 塩尻市地場産業振興センター条例

○委員長 議案第13号塩尻市地場産業振興センター条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○産業政策課長 それでは、議案第13号塩尻市地場産業振興センター条例について御説明申し上げます。議案書の関係ページ及び議案関係資料の14ページをお開きください。

まず1、提案理由でございます。地場産業の振興及び地域経済の活性化に資するため、塩尻市地場産業振興センターを設置することに伴い、新たな条例を制定するものでございます。

2、概要でございます。(1)塩尻市地場産業振興センターの設置、管理等について必要な事項を定めるものでございます。(2)塩尻市地場産業振興センターを市長が指定する指定管理者に管理させることに伴い、指定管理者が行う業務を定めるものでございます。

条例の新旧対照表については、本条例において、塩尻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例を改正いたします。詳細につきまして後ほど説明をいたします。条例の施行等については、平成31年4月1日から施行するものです。

参考でございますけれども、地場産センターの概要については（１）の位置、（２）の面積はお示しのとおりです。主要施設は地場産品情報提供室、企画展示室、多目的ホールなどがございます。

改めまして経過を申し上げます。平成２９年１月に、当該施設を現在所有しております一般財団法人塩尻木曾地域地場産業振興センター及び木曾漆器工業協同組合から、施設等を塩尻市へ無償譲渡したい旨の要望書が提出されました。これを受けまして、審議会を初め、市や地元関係者で協議を重ねてまいりました。また、国や県とも協議し、本年７月の長野県公益認定等審議会において無償譲渡する旨の公益目的支出計画の変更が承認されたことから、本条例の提案に至ったところでございます。

それでは、条例案を説明いたします。議案の冊子、第１３号塩尻市地場産業振興センター条例をごらんください。主な条項を説明いたします。

○委員長 課長、着座で構いません。

○産業政策課長 では、着座にて失礼いたします。まず、第１の趣旨は先ほどの説明のとおりでございます。第２条で設置について定め、地場産業の振興及び地域経済の活性化を設置目的としております。第３条では指定管理者による管理を定め、第４条で指定管理者が行う業務として、第１号では地場産業の振興に関する業務と定めております。この業務は地場産品の普及、消費者への啓発等の需要開拓を図るための地場産品の展示、販売を初め、漆器づくりの体験事業等が該当をいたします。第２号で利用の許可、第３号で施設設備の維持管理を業務として定めております。

おめくりいただきまして、２ページになります。２ページ中ほど第９条では利用料を定めております。企画展示室と多目的ホールを広く一般の皆様が利用できる箇所とし、利用料は固定資産税評価額を参考に算出をしております。

次に３ページをごらんください。附則でございます。第１項、この条例は平成３１年４月１日から施行いたします。ただし、第３項の規定は公布の日から施行するとしております。ここで第３項について説明をいたします。この項で塩尻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例を改正いたします。

議案関係資料に戻りまして、１５ページでございます。新旧対象表をごらんください。現行第５条で、指定管理者になることができない法人等を定めております。第２項で市長、副市長が役員等になっている法人、その他の団体は指定管理者になることができないとされております。括弧書きで市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資しているものを除く、という除外規定を制定してございます。これまで御説明してきましたとおり、塩尻市地場産業振興センターは、一般財団法人塩尻木曾地域地場産業振興センターが指定管理者として管理運営することを想定しております。現在、法人であります、地場産業振興センターの組織は市長が理事長となっております。これは、地方公共団体が主体となって設立し、本来、その地方公共団体が行うべき事業をかわりに行っているという性格を持つ法人にありましては、むしろ、長が責任ある地位につくことにより、当該法人に対し、地方公共団体の意思をより反映させるとともに、当該法人の信用性を高めることができるとの観点、さらには市が経営、いわゆる収益化でございます。経営や運営、公立化でございますが、これに積極的に関与することによりまして、より安定的な組織体を目指していく観点からでございます。

現在、法人であります地場産センター基本財産の３，０２０万円のうち、本市の出損金は７００万円で、その比率は２３．１８％であり指定管理者になることができません。しかしながら、長野県や木曾郡の町村、岐阜県

中津川市も出損しており、普通地方公共団体の出損比率は66.22%となっております。したがって、第2項中ほどの下線部、市を改正案の下線部、普通地方公共団体に改正いたしまして、本件対応してまいりたいと考えております。

今回の改正によりまして、除外規定に適合する団体は県や市町村の普通地方公共団体も出損する団体、すなわち、広域的に公共性、必要性を認められた団体であるものが営業権となっております。なお、一般財団法人塩尻木曾地域地場産業振興センターの経営状況につきましては、28年度をもちまして、高度化資金に対する損失補償がなくなったため、地方自治法第243条の3第2項の規定による、経営状況を説明する書類を現在議会に提出しておりません。今回の措置を機に、経営状況を説明する書類の議会への提出を義務づけるよう制度化してまいりたいと考えております。以上、塩尻市地場産業振興センター条例について御説明申し上げます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長 それでは、説明を受けましたので質疑を行います。御質問、御意見ございますか。

○柴田博委員 公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の改正の関係で、現行のところでも市長、副市長が役員になっている団体で、2分の1以上に達していない場合には指定管理者になることはできないということなんですが、先ほど50%以上になっている場合は、なぜできるかということ、説明があったわけですけど、50%以下の場合にはなぜならないかということについては、どういう説明になるわけですか。

○産業政策課長 こちらは、なぜなれないかと言いますと、やはりこの条例で規定しているところ、これが大きな理由でございます。

○柴田博委員 50%以上の場合には、市が大きくかかわっていて、市の責任で運営していけるというそういう説明でしたよね、さっきね。それ以外、そうじゃなくて、50%未満の場合には指定管理者になることができないというのは、市がかかわってはいるけれども、大きく力を発揮することができないとか、そういう理由だということですか。

○産業政策課長 いわゆる長の調査権というのが地方自治法では定められておりますけれども、それはこの4分の1以上であれば定めることができるという、そういうような規則が地方自治法の中に、いわゆる長の対象となる法人の範囲ということでありますけれども、現在は23.18%ということで、市のかかわりはいわゆる出損比率だけで見ますと非常に薄いと、そういう委員御指摘のとおりのお考え方が合っているかと思えます。

○柴田博委員 ほかの普通地方公共団体が出している分も含めるっていうのはわかるんですけど、ただ、塩尻市が出している分は変わらないわけだから、ほかのところは余り口は出さないわけですよね。そうすると、どうしても市長が理事長になれるように、変えるためにこういうふうにしたというのはよくわかるけど、実際の説明と実際の対応等、違ってくるんじゃないかと思うので、その辺はいいんですか。

○産業政策課長 実質は県が筆頭の出損者でございます。ただ、県ともその出損金のいわゆる権利的な譲渡というようなお話を調整してまいりまして、弁護士にも相談したんですが、出損金ってなかなか、趣旨と違って証券化されていなくて、出した後の持ち分を変えるというのは非常に困難だと、そういうところもございますし、県では行政評価の中で、いわゆる県が一番出損をしていますけれども、塩尻市主導による運営が望ましいと。この法人につきましてはそういう評価をしています。そういうことを鑑みまして、今回このような形で普通公共団体とそういう措置をとったものでございます。

○柴田博委員 もう1点、違うことですが、条例案のほうで、指定管理者が行う業務っていうのが4点定められているわけですが、私は一般質問の中でやったときにやり取りの中で、本会議場ではなかったかもしれないんですけど、今の地場産センターの建物にかかわる業務について、指定管理者が行う業務になるんだという説明を受けたんですけども、そうすると例えば文化財施設の修復とか、ああいう関係の事業については、指定管理者の業務にはならない自主事業になるという、そういうことですかね。

○産業政策課長 今、地場産センターで行っておりますさまざまな業務を、どういうふうに該当させるかというのを精査しております。やはり施設の指定管理ですので、その施設が要は必要かどうか、そういうところは大きな一つの観点になっておまして、文化財の修復事業につきましては、いわゆる現場に出向いて施工することが多々ございますので、指定管理者の行う自主事業でもなく、その法人が行う自主事業という位置づけ、要は施設がなくてできる指定管理の範囲を超えていきます。法人が行う事業でございますけれども、いわゆる施設の設置目的には沿っていますので、その施設の中でもそういった文化財のいわゆる営業的なものはやってもいいと、そういうような理解で、今、進めております。

○柴田博委員 そうすると確認ですけど、4つの項目の一番上にある地場産業の振興に関する業務っていう中には、その文化財の修復なんかは入らないっていうことでいいわけですね。

○産業政策課長 現行の考え方では含んでおりません。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 今の関連で、含まないということです。漆器の産業の振興とかは含まないということですか。もう一度確認で。

○産業政策課長 今、まだ確定ではないですけども、私方の考え方を示させていただきますと、文化財修復事業につきましては、受発注物件の施工、いわゆる工事が主な業務になっておまして、文化財の修復工房という工房も実際ございます。ですので、この地場産センターという施設がどうしても文化財の修復事業で必要かと、そういう見地に立ったときは、この施設がなくてもこの事業はできるのかなと、そういう理解をしておまして、現在は指定管理業務外、いわゆる一般財団法人がその法人として漆器振興のために行う事業として位置づけをしてございます。

○丸山寿子委員 どうも頭の中がなかなか整理できないんですけど、さっき説明でしっかり聞いていなかったというか、(1)のところ、展示と体験とか言いましたか。そんなようなことが入って、その辺もう少し言っていたきたいのと、あと、檜川に私たちは説明に行ったときに、組合のほうからの要望みたいな発言の中にも、修復とかのこともやりたいので建物は必要だというような説明も聞いたりして、内容が混乱している部分もあると思うんですけど、認識がなかなかみんなが一致していないっていうか。その辺についてしっかりお願いしたいと思います。

○産業政策課長 ではそれぞれの事業ごとに、どういった位置づけをしているか、主なもの御説明をいたします。まず、今やっている漆器の展示販売、これは木曾くらしの工芸館事業になりますけれども、これは指定管理業務に位置づけております。あと、お客様を迎え入れる体験学習の事業、これも施設内にある体験工房を活用しておりますので、これも指定管理者による指定管理業務と位置づけております。あと、条例にあります貸館事業、施設の維持管理、こちらが指定管理業務になっております。次、レストランや喫茶ございますけれども、こちらは、

施設全体の利便性の向上、そういう観点に立ちまして指定管理者が行う自主事業ですので、指定管理者業務とは外して自主事業ということで、収支の独立性とか、そういったところを担保するものに位置づけております。あと、先ほど来、話した法人がやる事業ということで、補助金等を活用した事業でありましたり、PRのイベント事業、いろいろなところへ出向いて行って地場産品を提供する事業、こちらも施設が必要でないというところ、あと、人材養成事業というのも収益事業の中にありますけれども、こちらも施設を使わずに、外へ出て行ってやる事業ということで法人の自主事業、先ほど来、お話を差し上げております文化財の修復事業は、法人の事業として位置づけてはおります。これは、指定管理業務とは考え方で切り離しているだけであって、全くそれを行わないとか、そういう動き方ではなく、やはり文化財の修復事業、名古屋城でも御存じのとおり、非常に漆器産地の活性化になったり、PRにもつながっていく事業でありますので、この事業は実施をしないということではなく、実施をするんですけれども、今回の位置づけ上はそういう位置づけだと。そんなような御理解をいただければありがたいと思います。

○丸山寿子委員 説明を聞いてメモはしているんですが、なかなかこう頭の中がすっきり整理できませんので、表にして、もちろん位置づけということと実際と、部分はあるかもしれませんが、考え方として位置づけを表にさせていただくことはできませんか。

○産業政策課長 私ども、当然いろんな事業やっております、表で考えて、これはどういうふうに該当するんだっていうことを協議を重ねてまいりました。まだ非常にラフと言いますか、荒い形であれば、資料として御提出したいと思います。まだ、これは指定管理の条例とかそこら辺でも議論になろうかと思ひまして、あくまでも確定ではございませんけれどもこんな検討を重ねていると、そういう形になりますので、御承知おきいただければと思います。

○委員長 委員よりほかに。

○永井泰仁委員 この施設の指定管理もそうですが、経営状況全般をわかるようなそういう公開をするというか、議会等にお示ししてほしいんですが、これはどのような形で経営状況を示してもらえるのか、具体的にお伺いします。

○産業政策課長 議会の報告の様式は、現在、塩尻市振興公社が行っている事業の概要と貸借対照表と収支計算書、そのような形になろうかと思いますが、かねてよりさっきの全協でもお話しましたとおり、経営を評価する指標、そういった指標がどれぐらいのポジションに位置しているのか、そういうものを別途作成をしながら、説明においては配付をして説明をしてまいりたいと考えております。

○永井泰仁委員 それとこの指定管理上の問題とか、法人にいろいろ提案や御意見を申し上げたいような場合には、ルール上はどんな形で反映されていくようになりますか。

○産業政策課長 ルール上と言いますか、やはりこういう協議の場も当然ございますし、あとその他いろんな場面で意見を頂戴すると思ひますけれども、それはいただいたものは真摯に受けとめて回答をお返ししていくと、そのような形で、まだここで条例は上程しておりますけれども、今後が一番大事なところと考えておりますので、そこは議会の議員の皆様と情報共有、協議を重ねていただきながら進めてまいりたいと思っております。

○永井泰仁委員 県からも出資をしてもらったり、あるいは借金を返していくということの中で、700万円ずつでも、四、五年間ですかね。この期間は相当経営の状態もチェックされるであろうし、市のほうとしてもかじ

取りや助言を相当していかなないと、軌道に乗るまでは大変じゃないかなっていう気がするものですから、その辺は特に行政も配慮して、この団体については、五、六年たって軌道に乗って基盤がしっかりできれば問題ないでしょうけども、それまでの間は市の行政の皆さんも一緒になってチェックしたり、それからいろんな情報とかあるいは知恵も入れていく形にして、一番の基盤をつくる大事なところですから、行政としても団体が違うっていうことじゃなくして、本当に市の仕事に近いぐらいな考え方でしっかりと指導したり、応援をしてほしいなっていうことで、これは要望ですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長 ほかにございますか。

私から。公益目的支出計画の変更が認められたということで、認められた場合幾ら残って、毎年750万円ずつ赤字を出していますよね。それによって何年に公益目的支出がゼロになるのか。そこ詳しく説明してください。

○産業政策課長 今の現状で申し上げますと、公益目的支出、ここで土地、建物、財産なくなりまして3,020万円ほど残余が出まして、その後、公益目的支出計画の減額も500万円ほどということで、六、七年、その計画の縛りから外れるにはかかるんじゃないかという試算はしておりますが、やはり、それに縛られていると自由がきかないというところもありますので、できる限り早く公益目的支出計画の配下に置かれぬように進めていきたいなとは思っております。

○委員長 そうじゃなくて、公益目的支出が残るじゃないですか。残ったのを毎年、県が今、3,020万円っていう数字が出ていたので、それを計画として、これを過去のように750万円ずつ落としていくとするんですよね、多分。そうした場合、何年でそれがなくなるのか。公益目的支出で赤字にしなきゃいけないっていうのを市が引き受けた場合、何年間で終わるのか。それを教えてください。

○産業政策課長 先ほど申し上げましたとおり、建物を譲渡すると、公益支出の目的計画残余が3,200万円くらいになると言われております。それを500万円ぐらいずつ年々返していくと。

○委員長 6年で終わるというイメージでいいですか。

○産業政策課長 そうです。六、七年で終わるイメージを描いております。できる限り早く、いわゆるその縛りを外したいという私どもの思いはございます。

○委員長 わかりました。

○柴田博委員 確認ですけど、道の駅としての機能もそのまま残るといことですので、駐車場やトイレについては、現状も、それから塩尻市がかかわる来年の4月以降も24時間使えるということでもいいわけですね。

○産業政策課長 道の駅の機能は当然残してまいります。ですので、24時間トイレも使えますし、あと情報ステーションも使えるようなそういう形で、いわゆる道の駅としてのPR効果とか、そういったものは大いに活用していきたいというように考えております。

○委員長 ほかに。

私から。今の条例の説明の中で3点条例を、公共団体の意思反映ができる、それから信用性が上がる、それから経営運営の効率化ができるというお話だったんですが、その決算の審査でもお聞きしたんですが、昨年よりも10%売り上げが落ちてきていると。示されたコンサルタントの計画では、ことし1,000万円以上売り上げを上げるという計画でした。この辺が劇的に変わってくるという根拠をぜひ示していただければ、もろ手を挙げて賛成をしたいと思うんですが、数字的根拠も含めて説明をお願いしますか。

○産業政策課長 今年度8, 120万円という売り上げの目標を掲げております。数値的な根拠を申し上げますと、いわゆる目標金額としては、店舗販売で6,600万円、外商とか卸売で1,300万円、ネット販売で120万円、企画展で100万円、そういった目標に向けております。今、ふるさと納税、非常に寄附額がふえています。昨年のいわゆる漆器のふるさと納税額44万円、その3割が返礼品相当ですので、商品的に売れているのが大体10万円ちょっとですけれども、そこを伸ばせるように、今、ふるさと納税を扱うサイトであったり、地方創生課とそこをふやせるような取り組みを相談しながら進めておりますし、店舗什器に関しましては非常にいい受注をいただいております、伸びているところではございます。ただ、決算の審査の中でも答弁しましたとおり、どうしても店舗の売り上げ、落ち込み、特に夏場はことし木曽路も暑くて、お客様そのものもなかなかふえていかないという状況の中で苦戦をしております。店舗の什器等でそれを補えるかということ、まだそういったところにはいっていませんけれど、これから秋に向けまして、一番木曽路のピークを迎えるところでありますので、いっぱい物が売れるように市としても積極的に関与をしながら、売り上げの目標が達成できるよう、務めていきたいと考えております。

○委員長 多分、売り上げ増が前提の、以前いただいた改修費用の運営モデル、10年間で2億4,500万円ですか、過疎債も含めて投入するという、その前提が今、なかなかここで担当の方を責めるのではなくて、概況がもうそういう状況なので、もうちょっと議会というか、いわゆる赤字の部分を減らすような方策を、売り上げを伸ばすだけじゃないところ、いろいろありましたが見ていただいて、12月の議会に指定管理のいよいよ条例が出てくるときには、きちんとできるっていうのを示していただきたいと思うんですが、どうなんです。

○産業政策課長 おっしゃとおり、売り上げを伸ばすか経費を削減するか、この2つしかないと思います。当然、指定管理者を指定するときは収支系の予算もいわゆる審査の資料になっていきますので、そういったところで、来年どういった運営ができるかということを中心にきちんと見極めて、また12月指定管理者の指定のいわゆる議案を上程していくと思いますけども、お示しできればと考えております。

○委員長 しっかりお願いします。

○丸山寿子委員 漆器の売り上げとかは、私は個人的には本当に応援したいとは思いますが、やはり世の中の動きを見るとなかなか厳しくて、どの地場産も全国的にすごい涙ぐましい努力をしながら、頑張っているわけなんですけれど、この前示していただいたようなものを見ても、本当に心配な面があるわけなんですけど、例えば、指定管理者が行うようになって、赤字ってなった場合には、それをどのように補っていくか。市が補填してくっというふうになっていくのだろうかというふうに不安に思うものがあるんですけど、その辺について、誰が赤字を、そうなった場合に補填していくのか、その辺どんなふうにお考えですか。

○産業政策課長 経営計画でもお示ししましたとおり、当面の赤字というものはどうしても免れないところはあかなと認識しております。ただそれをいかに少なくするか、いかに自走させていくかということが、今度、中長期的、3年から5年先を見据えたときにやっていかなければならない。私どもの指命だと思っております。赤字は、正直申し上げて市が補填をいたします。補填をしますけれどもその額は極力抑えたもの、将来的に自立、こちらを目指して進めてまいりたいと思っております。

○丸山寿子委員 あと、それからもう1点、指定管理者が行う事業に対して、市は補助金を出すということができる事業がもしあるとすれば、どんなものがありますか。



○産業政策課長 事業のうち、市が補助金を出すといいますが、今申し上げました木曾くらしの工芸館の事業の中で、赤字があればそれを補助金という形で出すのか、どのような形で出すのかはまだ定めておりませんが、支援が必要と考えておりますし、文化財の修復事業等でございますけれども、そういったものは、いわゆる法人の自主事業でありながら、いわゆる木曾漆器の普及拡大や後継者育成に結びつく、極めて公益性の高い事業でございますので、そういったところも補助金という形で支援をしていかなければならないのかなと考えております。

○丸山寿子委員 この前、実際に修復を行って見たら、結果論としてかえって赤字だったと報告されているわけなんですけれど、本当に大きなところから見たら、日本の文化として残していかなければいけないというところもあるんですけど、例えば国の姿勢が、なかなか日本の文化を残そうっていう意識が、ちゃんとあるんですかというふうに私なんかも言いたいところがあるんですけど、そういった働きかけ、国とか県とか、県ももうちょっと県内の地場産についてしっかり、例えば石川県だとかほかの県に比べて弱いついていうふうに私は思っているんですけど、そういった働きかけも大事かと思うんですけど、そういったところについてお聞きをしたいと思います。

○産業政策課長 まず、県でございますけれども、ここ二、三年、かなり厚い支援をしてきていただいております。特に委員さん、テーブルウエアとか見まして、石川県のブースあたりを見てしまうと、大分、木曾漆器のブースが見劣りをしてしまうと、そんなこともお感じになっているかと思えます。また県に対しましては、県の産業労働部に対して漆器の振興をぜひお願いしたいということで、県も今は頑張っている産地を応援しますと、そういうことを言っていますので、やっぱり一番肝要なところは、産地の人たちがいかにこういう課題を持って問題意識を持って、この漆器という産業を未来永劫つないでいこうとそういう意識が、持っていないとなかなか県や国も動いてくれませんが、そういったところを市は一生懸命後押しをしながら、県と国にはいい事業ないですかという働きかけをしてまいりたいと思っております。

○丸山寿子委員 枝分かれしたような質問になってしまうんですけど、国と言えば、外国から来ている経済学者みたいな方なんか本を書いている、今、ここで食いとめなければ、本当に文化の継承がないっていう、それは本当に思うんですね。そういったことっていうのは、働きかけをしていっていただきたいと思えます。

全国のいろいろな漆器の産地が一同に並んだりしたときには、塩尻の場合は本当にブースとして、販売のブースに1カ所出ているだけなんですよね。力をもっと入れていただきたいというふうには、もう全然比べられないというふうには、今、思っているところなんですけど。

○産業政策課長 本当に、ここで絶やすことはできなくて、いわゆる収益上のところのお話もありますけれど、文化という側面に立ちますと、そういう文化的な価値って、400年紡いできていますこの事業は残していかなければならないと思えます。国内はしかり、市場は世界にもあるんじゃないかと、そんなところにも目を向けながら、いろいろ発信することができればと思っております。

○丸山寿子委員 なので、その大切なところを、私は前からずっと言っているように、地元の全ての皆さんがもっと、地元の産業にかかわっている人もなんですけど、この大変な状況を把握できるように伝えてもらって、議論もしてもらって、いろんな協力を得られるようにしてほしいということが1点と、それから向こうに出向いて、その仕事に携わっている皆さんと話したときに、やはりデザイン性を上げないと売り上げにはつながらないっていうことを発言したんですが、やはり職人の皆さんは自分のこだわりもあるので、なかなかそのところが厳し

いようなことを言っている方もいたんですが、それではもう絶対に沈んでいだけなので、そういった意識改革も含めて本当にしっかりしていかないと、今、旧塩尻市内の方たちは、まだ余りこの現状を知らないので、私たちは議員として、もしこのことを市が引き継いでいけば、そういう真剣に地元だとか、携わる方たちも考えているっていうことも含めて、そういうことがないと私たちも議員として責任を本当に感じるころなんですよ。なので、その辺をしっかり地元や関係者も含めて、そういった気運を醸成していくようにしてほしいというふうに考えていますが、どうですか。

**○産業政策課長** 今回の地場産センターの公の施設への設置する、これを機に含めまして、ぜひ私どもも地元と深い論議をしながら、その産地の皆さんの意識の改革があらわれるようにしていきたいと思っております。

**○委員長** いいですか。ほかに。

**○篠原敏宏委員** この条例に関しては、今、丸山委員や先ほど永井委員から言われた、この地場産業っていうのが国における位置だとかそういうことも含めて、非常に苦境にあるけれども大事な日本の文化を支える、そういうこれは仕組みだと。ですから市を挙げて公費を投入することも含めて、そのことをしっかりやっていくんだっていう、その意思表示だっていうふうに私は捉えておりますが、そういう見方、捉え方でよろしいでしょうか。もう一回確認だけさせていただきたいと思いますが。

**○産業振興事業部長** ただいまの質問ですけれども、まさにそういうつもりで、私たちおります。地場産センター、塩尻市に引き継ぎまして十数年この間、経営状況よくなっているということは余りないという状況の中で、センターを身軽にする中、何とか生き残れるように、その生き残るということは、やはり地域の地場産業の振興であったり、伝統技術の継承であったりという部分を含めての話でございます。したがって、私たちがそれを何とか今後、市の負担をできるだけ少なくする中で、どうやっていけばいいかということを検討した中で進めおるものがございますので、御理解賜ようお願いいたします。以上です。

**○篠原敏宏委員** わかりました。翻って私も、地元の今までかかわってきた者からしますと、とてもありがたいことでありますし、これからのことを考えますと、今まで議論になってきました運営費の、これが表現として私はそれでいいとは思いませんが、垂れ流しをしていくっていうような言われ方をしてこれが続いていくっていうのは、じくじたる思いがあります。ですから運営費に関しては、やはり現場の努力も含めて、そのこと自体がこの地場産業が苦境から抜け出して新しいところへ一歩踏み出す、私はその姿のあらわれだと思いますので、利益が出るということ、運営が楽になるということは、イコールそういうことだと。ということで、新商品の開発だとかそこへ踏み込まないと、私はいつまでたっても大変な状況がずっと続くのではないかなと。ですから新商品の開発、そういったところに産地ぐるみで踏み出せるような、そこは行政が下支えをしていくと。そのことは市民含めて、世間の皆さんが認知していただくっていう、そういう仕掛けをぜひこれはPRも含めてやっていただきたいなど。

あとは、県に関しても長野県の伝統的工芸品産業の中では、木曾漆器あるいは飯山仏壇っていうところが支えております。どちらも苦しいんですが、やはり県の伝統的工芸品産業を木曾漆器が支えているっていうのは、これは職人さんたちの自負も含めてありますので、そのあたり、ぜひ県知事とタッグを組んでそれを支えていただきたいなど。これは要望、意見にさせていただいて、私はまだ討論にならないですが、ぜひこれは理解したいと思っております。以上です。

○委員長 ほかにございますか。

○永井泰仁委員 先のことになって大変恐縮ですけれども、この条例の次には指定管理者の指定の期間、これまでほかの施設でいうと大体5年くらいですかね。そういうことと、それから赤字経営になった場合には市が補填をせざるを得ないということ、それから県からの融資等もあって六、七年は慎重にやらなければいけないということを考えて、その延長線上で考えていくと、この指定管理者というものは公募ではなくて、特定のところ等を指名をしてやっていく考えのようにとれますが、この次の議会あたりで指定管理で出てくるでしょうけども、その辺の腹づもりはどうですか。一般公募、話を聞くと適さないような感じが受け取れますが、最終結論は出ていないでしょうけど、皆さんの今、現時点での考え方はどうでしょうか。

○産業政策課長 指定管理の公募、非公募におきましては、今、非公募を想定してございます。いわゆる指定管理者の指定の市のガイドラインの中で、非公募により選定する場合の具体的な基準というのがございまして、その中の設置目的や設置経過などから、公募になじまない施設、いわゆるサービスの専門性、特殊性から、特定の団体が保有する専門的なノウハウ、そういったものを活用した管理運営という形で非公募で進めてまいりたいと、今、考えてございますし、あと県の公益目的支出計画の変更のときも、いわゆるこの地場産センターのこの法人が継続して施設管理を行うことというのが、一つの条件とさせていただきます。以上です。

○永井泰仁委員 非公募にしても公募にしても、例えば非公募なら、なぜ非公募にしたのかっていうのがはっきりまた説明できるように、今後また整理をしておいてもらって、みんなが納得できる方向で応援できるような体制ということで、メリットとかデメリットとか、いろいろな面から一つ検討をして、非公募なら非公募で、こういうことのほうがベターだというような資料とかいろいろなものを検討しておいてほしいと思います。これは要望で結構です。

○委員長 ほかにございますか。

○副委員長 県は出損金を1,500万円ほど出しているわけで、これを放棄するというので、その後どういふふうなかかわりをという質問の中で、産地の問題意識の問題だと。産地が問題意識を持って一生懸命やれば、県も一生懸命応援するよと、こういう県のスタンスだという御返事ですが、地元の皆さんがやっぱり、どのぐらい真剣になってやるかという、行政が幾ら旗振りやっても、やっぱりその仕事にかかわる人がいかにそういう意識があるかどうか、そこが一番のポイントになってくると思うんですね。この間、漆器組合の青年部の皆さんとも話したときにも、ぜひセンター直してくれと、こういう要望があるわけですが、それじゃ、地元としてどういふふうにするんだという、要するに地元の皆さんが何を考えているか、そのことが見えてこない。だから、本当に地元の皆さんに、3人ぐらいの核となる人をつくってもらって、その人たちと真剣になって話していかないと、本当の意味での振興はなっていないなど。幾ら行政が旗振っても、地元がいかにやるか、これに鍵がかかってくる。その辺の決意はどうですか。

○産業振興事業部長 中野副委員長がおっしゃるとおり、また、ほかの委員の皆さんからもおっしゃっていただいたとおり、地元の理解というかやる気がない限り、私たち幾ら旗振っても動かないというのは重々承知しております。したがって、今後も引き続き、今まで以上に地元の皆さんと話をすることで、よりよい方法を求めて進めてまいりたいというふうに考えておりますので、お願いいたします。

○副委員長 やっぱり地元を動かす、そういう核となる人材を、3人がいいか5人がいいかわかりませんが、そう

いう人を何とか見つけることが大事だと思うんですね。そんな努力もしながら、ぜひひとつ地元の皆さんの意識、意志が上がるようにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○委員長 要望でいいですか。ほかに。

○産業政策課長 先ほど質問ございました、地場産センターでやっている事業の考え方、こちらの表を配付したいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員長 これを認めます。

○産業政策課長 では、今お手元に地場産業振興センターで実施している事業の考え方という資料を配付いたしました。こちら今、行っていますそれぞれの事業を、今後どういう位置づけにしていくか、私どもが協議の中で取りまとめたものでございます。木曾くらしの工芸館事業に当たりましては指定管理業務、この以下、体験学習事業、貸館事業、施設の維持管理、ここまでを指定管理業務としております。現在ありますレストラン、喫茶、ここは施設の一体的な利便性の向上という観点から、指定管理者が行う自主事業と考えております。あとその下、補助金事業、PRイベント事業、人材養成事業、文化財修復事業、こちらは施設的な見地から立ったときにその施設がなくてもできる事業という考え方に立ちまして、法人が行う事業と位置づけております。ただ、いずれにしましても相対的な木曾漆器の振興、そういったところへ結びつく事業でございます。私のほうからは以上です。

○副委員長 業務報告として報告する内容で、指定管理者が報告する業務報告と、法人が行う業務報告と分かれるということになるんですか。

○産業政策課長 業務報告上は、指定管理者のガイドラインに定めてあるとおりの報告になってしまいますけれども、私どもはそれよりも一歩踏み込んで、法人としての運営、経営がどうか、そういうところもしっかりとチェック、監視はしてまいります。

○委員長 もう一回聞かないとわからない。

○副委員長 そうすると、業務報告として報告する内容は、指定管理者が報告する内容と法人が報告する内容と、なぜこれができないかというのはよく理解できないので、要は決算書上にはどうなるんですかね、これ。

○産業政策課長 その法人の決算書上は、今のお示ししている公益事業と収益事業がございまして、そういった決算書で上がってきますけれども、指定管理業務の中では事業報告書という形で様式を定めて、どんな利用者がであったり、月次の御報告をいただいております。そういった指定管理の定めによるものは、きちんと指定管理の定めによる書類での業務の報告を受けるという考え方でございます。

○副市長 今の御質問ですけれども、それは議会に報告するということでしょうか。それとも、こちら側の施設の管理者としての報告を受けるということでしょうか。どちらでしょうか。

○副委員長 要は世間一般に報告する、地場産業振興センターとしてどういう業務をやりましたっていったときに、指定管理者と法人がという、こういう表現をするもんですから。地場産業振興センターが平成30年度こうなりましたよという報告の中に、その分かれがあるかどうかという。

○副市長 なぜ議会報告が今できないかっていうと、資本金、いわゆる出資金が25%以下なもんですから、地方自治法の規定により、25%以下のものは議会報告をしないといけないとは書いてないですけれども、いわゆるするべきではないと、こういうことになっているわけです。今回は、先ほど答弁しましたとおり、条例を新たにつくって、一般財団法人地場産業振興センターについては議会報告の義務を課します、そういう条例を3月に提

案すると。それによって、議会に報告をできる義務を課すということになります。これは、市に対して市が義務を課されるわけですから、その条例によって。今まで、例えば文化振興事業団とかあるいは土地開発公社とかあるいは振興公社とか、そういうふうに議会へ報告している。今回もありましたけれども、その様式に則って法人全ての財務と計画と決算、事業報告について議会へ提出する。これは義務を課せられますから、そういう形式でやります。これは一般財団法人としての報告です。

もう一方、市が公の施設として、公の施設をどういうふうに管理をしているのかっていうのは、財務内容とは一致していますので、これは同じ報告を受けます。その中で、どういう形でこの公の施設として管理をしていただけるのか、例えば入場者数がどうだとか、ここにあるような、例えば木曾くらしの工芸館の事業だとか、指定管理の事業として持ってきたものは、さらに細かい報告を市として受ける。指定管理者である一般財団法人から市として、これは議会へは報告する義務はありませんから、これは報告しません。一部は全体として報告しますけれど、そういう内容になるかというふうに思います。今までも、いわゆる公益事業と公益事業じゃない事業ということで、財務は財団法人の場合、分かれることになっていますので、それはそういう形式で踏襲していくことになろうかと思います。以上です。

**○副委員長** そうすると、ほかの指定管理をしている団体においても、こういうふうな形で業務内容が分かれているところがあるということですか。

**○副市長** 例えば、社会福祉協議会で施設を管理してもらっていますが、その社会福祉協議会は、その施設の公の施設の管理の仕方と、その公の施設を使って自主事業を展開しているものとあります。したがって両方市は、この施設の中でどういう事業をどういう形で展開をしていくのか、それを報告を毎年毎年求めています。これは、基本協定に従って求められることになっています。事業は大きく分けて2つありまして、いわゆる公の施設の管理の事業と、いわゆる自主事業と言われる。自主事業と言われても、その施設を使って行っている自主事業については報告を受けます。こういうことでございます。

**○委員長** いいですか。ほかにございますか。

私から。これ配っていただいて、余計思ったんですが、いわゆる公益目的支出のものは法人に残して、丸ついています上の補助金等事業、PRイベント、人材養成、文化財修復事業は、法人事業として今のセンターに残すというか現状のまま。指定管理業務のほうは、工芸館の物販、それからワークショップ、貸館、施設の管理ということで、どっちかっていうと収益事業のほうは指定管理にするっていうやり方なわけですよ。これ、さっき非公募っていう話あったけど、これ普通、ほかの道の駅とか行けば、この分野は公募が大原則で、仮に赤字が出て、いわゆる補填すると。それによって、指定管理者の本来の目的である効率化とコストの削減とサービスの向上が図られるって考えられるので、わざわざこれ非公募に、市しか受けられないっていう理由をつけたいのはわかるんですけど、私はこういう法人の事業も指定管理にいくと思っていたので、そうじゃないんだったら逆にこれ公募にして、そのかわり今の従業員の人たちは雇用の条件をつけて一回探してみたら、それでやっぱりないので市でやるっていうのだったらわかるんですけど。これ、公募でやって条件つけて雇用者をつけて、その辺、検討してもらえませんか、副市長。

**○副市長** 今回の場合は、木曾地域地場産業振興センターをつくりたくてつくるわけじゃないですよ。今回の一番大きな目的というのは、一般財団法人木曾地域地場産業振興センターをどういうふうに経営改革をしていく

か、これは大きな目的です。そのことによって今を、いわゆる固定資産も不動産も、しかもそれは老朽化した不動産を、一般財団法人の財務の中で抱えていかなくちやいけないわけですよ。そこに対して抱えていかなくちやいけないから赤字が出てくる。赤字が出てくるから、それを市が際限なしとは言いませんけれども、今まで垂れ流しのよう補助金を出してその運営を支えてきた。これはいつまでも続かないだろうと。しかも建物の老朽化がだんだん進んでくると余計その状況が、もう根本的に救えない状況になってきてしまう。

そうすると、ここは所有と経営をきちんと切り離して、一回重たいものは外そうと、一般財団法人の経営の中から。それが今回の地場産業振興センターを公の施設とする理由です。

したがって、いわゆる公募で、地場産業センターを他の団体なり、他の民間の企業にやらすということは最初から想定しておりません。これは前、いつか3月か12月のときに、私、はっきり申し上げたと思いますけども、それは想定しておりませんので、一般財団法人がもし経営を放棄する、やめちゃうということになると、あの財団法人の財産から、それから経営の、場合によったら赤字から何から、それはどこかで引き継がなくなっちゃいけないわけですよ。定款の規定によって、寄附行為の規定によって。これは、今一番大きく出資をしている県が引き継ぎますか。将来は塩尻市が引き継がざるを得ないような状況に陥ってきちゃうといけないから、その前に手を打って財団を軽くして、何とかきちんとした経営ができるように立て直しをしましょうと。私ずっとその財団に、立て直しを終わった後、財団に経営をさせなくちゃいけないということを言うつもりはさらさらありません。状況が変わったら、場合によったら形態を変えて、市長が別に理事長じゃなくたって構わないわけですよ。もっと優秀な人がいれば理事長をしっかりやっていただいて、きちんとした経営ができるような体制をとっていく。場合によったら財団を解散して、民間のいわゆる株式会社に、それはもしかしたらなるかもしれない。それが一番いい理想的な方法だと私は思っていますので。

これ、前にもお話ししましたが、しばらく時間を貸していただいて、そういう状況になるまでにしばらく時間を貸していただいて、ぜひ経過を見守っていただいて、そのかわり、いろんな御意見やら御支援をあわせてお願いをしたいというのが、今回の本質でございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

**○委員長** わかりましたと言いたいところなんですけど、今なぜ公募にこだわったかという、要はこれ、再建計画はコンサルタントさんが出して、昨年よりも10%売り上げが落ちていると。要するに立て直す人がいない。今の職員の中でも意識があったとしても、現状では難しいですよ。これ皆さん、いいと思うんですよ。外部の人も入れたりっていうことになってくると。そのときに現状で市が受ければ、同じものを横に続けていく、同じ人員で。もちろん、新しい何か活気的なものが生み出せればいいですけど、そういうところが期待できない。

なので、副市長の言いたいことはわかります。市がもっと負債を引き受ける前に、何とかバランスシート軽くしてっていう話は。ただ経営、特にこういう分け方をするのであれば、要は公益目的支出は残しておいて収益だけ指定管理に渡すっていう。だったら公募にこだわりませんが、いずれにしてもお願いしたいのは、経営をちゃんと変えられる人材を呼んでくること。これは多分、一致してますよね。この約束ができないのに銀行さんに行って、融資してください、何やってくださいって、それは市役所の中では通っても、しゃばでは通らない。これは、当委員会の委員じゃなくて、ほかの議員と話してもそういう意見でした。その辺、きょうじゃなくて、12月にはちゃんと出てくるんでしょうけど、どうするのか。今の職員の体制でいくのか。それともきちんと改善する人を連れてくるのか。もしくは職員の中で、内外を含めて公募したりするのか。それをお聞かせいただけませ

んか。

**○副市長** 経営計画、コンサルタントの提言の中にもありましたとおり、一番問題なのはやっぱり人材です。私は、一番問題なのは、まだプロダクトアウトなんです、これ、形態が。漆器でいい製品を開発すれば売れると思っているんですね。売れないんですよ、実は。マーケットインじゃなければ絶対に売れない。この間、女子大生来て公募を見て、こういう製品を開発したら売れるだろうって言ってみんなやっていますけど、あれ、逆なんです。むしろ地場産センターへ来て、どういうものが売れるか、こういうものを置いたら売れるんじゃないかって女子大生に見てもらったほうがよっぽどいい。そのくらいの発想の転換がやっぱりできないと、地場産センターっていうか、一般財団法人の木曾くらしの工芸館事業だって、1,000万円から2,500万円の売り上げを上げていかなきゃいけないわけですから、そういうことをやらないとできないわけですよ。人材はどうしても必要です。ただ、その人材が見つかるかどうかというのは、努力はしますけれどもしばらく時間をください。努力する、あるいは人材を見つけるための、まさか市の職員がそのまま行って指導して売れるとは全く思っておりませんので、その辺は委員長さんのおっしゃるとおり、私も問題意識としてしっかり持っています。そういうふうになりたいなというように思っていますし、そういうふうに行っていきます。

**○委員長** お約束というわけではないですが、期待をしております。

ほかに委員より。

**○丸山寿子委員** 確認をお願いします。指定管理料ってというのは、今まだ算定していないのか、どうなのか。こういう表で出てきて、出していただいたんですけど。もし今の段階でどんなふうを考えているのかあれば、示していただきたいのと、あとは、先ほど赤字の補填、究極、市がっていう御答弁でしたけど、例えば運営上生じた何か損害賠償みたいなのが出た場合、それもやはり市と考えるのか。市がどこまでどういうふうにかかわれるのかってということも気になる場所なんですけど、その辺について今の段階でどんなふうを考えていますか。

**○産業政策課長** 指定管理料の関係でございますけれども、いわゆる建物の維持管理にかかる軽微の保守点検、電気、火災報知器、危険物の関係とか、そういった委託の関係で年額230万円ほど出しております。また、水光熱費であったり、定期的な修繕費用、そういったものも積算してございます。そういったものはいわゆる建物の維持管理にかかるものということで、精査をしながら、指定管理料の算定にしていきたいと考えております。

逆に、市有の施設になると変わってくるもの。いわゆる固定資産税の租税公課であったり、建物の保険の関係も変わってまいりますので、そういった額のいわゆる相対を計算しながら、施設の維持管理するお金を出して、さらに施設の維持管理にかかる人件費を指定管理料には含めていきたいなど、そんな考え方でおります。

損害賠償は、恐らく今度は公の施設ということで、市が入ります建物共済制度がありますので、それに基づく損害賠償の手続きをとっていく形になります。以上です。

**○委員長** 関連で、指定管理料、人件費と物件費と、あとここに交際費とか借金があればですけど、今回の場合は赤字だった場合、収益事業が補填をすると思うんですね。いわゆるそれが指定管理料の中に、もしなってくれば。しない、する。

**○産業政策課長** 考え方によるんですけども、指定管理料はあくまでも指定管理料として、きちっと分けていきまして、いわゆる赤字補填というのは、法人の事業の運営を、今、500万円出している、そういったものに基づくような考え方で算定はしていきたいと考えております。

○委員長 管理料とは別で、法人へ入れると。真水で入れるってこと、今と同じような状況だということだと思います。

○産業政策課長 そのとおりの考え方で進めております。

○委員長 わかりました。くどいんですけど、先ほど税金で補填するって言ったのは、補助金のほうで補填するって意味でいいです、解釈は。

○産業政策課長 補助金で補填すると、そういう形を取りたい。運営を補助していくというような形を取りたいと考えております。

○委員長 わかりました。私はいいです。

いいですか。よろしいですか。

それでは、質疑を終結して、自由討議を行います。何かありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 いいですか。それでは討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を終結いたします。

ないので、採決を行います。議案第13号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第13号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

---

### 議案第17号 市道路線の廃止及び認定について

○委員長 議案第17号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

○建設課長 それでは、議案関係資料の25ページをお開きください。市道路線の廃止及び認定について、1、提案理由、市道路線の廃止及び認定について道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2、概要でございます。2路線を廃止し、新たに3路線を認定するものでございます。こちらは開発行為に伴うものでございます。

まず廃止路線でございますが、路線番号2332、路線名、旧原新田住宅線と、路線番号2333、旧原新田住宅2号線でございます。場所につきましては27ページの別図1をごらんください。こちらは以前、県営住宅広丘団地のあったところでございます。平成29年6月議会におきまして、県営住宅用地の払い下げを受け、開発事業として整備するため、当初1路線であった原新田県営住宅線について、開発区域を除く形で2路線に分けて認定していただいたものでございます。

次に認定する路線でございますが、今回先ほどの開発が終了したことに伴い、区域内の道路、新たに3路線を認定させていただくものでございます。1つ目といたしまして、路線番号2334、原新田住宅線でございます。場所につきましては、28ページの別図2をごらんください。先ほど廃止をさせていただきました路線を含めたものでございます。全長は約324メートル、幅員は3.6メートルから6メートルでございます。続きまして、



路線番号2335、原新田住宅2号線でございます。県道塩尻鍋割穂高線を起点といたしまして、開発区域内を北から南に通過する形の路線でございます。詳細ですが、延長約151メートル、幅員は5メートルから6メートルです。次に路線番号2336号、原新田住宅3号線でございます。路線番号2335と2334を結ぶ路線でございます。延長は約76メートル、幅員は5メートルでございます。

ちなみに開発区域内の状況でございますが、開発緑地といたしまして、110平米と130.21平米の2カ所の緑地を設けてございます。あわせまして、131.31平米、また道路分でございますが、両側に自由勾配側溝を設置してございます。雨水処理といたしまして、3カ所の浸透ますが設置されております。ちなみに区画数につきましては、24区画と聞いております。以上が今回市道の廃止認定をする路線でございます。

26ページに戻っていただきましてごらんいただければと思いますが、今回提案させていただくことによりまして、市道路線数につきましては、1路線増の2517路線、総延長距離は299メートル増の89万4,125メートルとなっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 委員より御質問、御意見ございますか。よろしいですかね。

ないので、質疑を終結し、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、それでは討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので採決を行います。議案第17号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第17号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。10分間休憩いたします。

午後2時23分 休憩

午後2時31分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

#### 議案第18号 平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中 歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費

○委員長 議案第18号平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中、歳出6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費を議題といたします。説明を求めます。

○森林課長 それでは16、17ページをお願いいたします。6款の農林水産業費の2項1目林業総務費13節の委託料になります。説明欄の白丸、林業被害対策事業諸経費、黒ポツ、森林づくり推進支援金事業委託料650万円の増額でありますけれども、内容につきましては、松くい虫対策、松枯損木の処理委託の増であります。本年度の状況を申し上げます。7月末で松枯れ被害、市内48カ所、これは前年同月が25カ所でありますので、被害が拡大をしているということになります。ことしは6月から平均気温が高い状況が続いておりますので、マツノマダラカミキリの羽化が早いという報告を受けております。今後活発な活動が予想されますので、被害増加

が懸念をされるということでもあります。したがって、1,000万円委託料、当初予算ございました。ここに650万円を増額補正をして、合計で1,650万円、これは29年度決算額と同規模ということでもあります。私からは以上でございます。

**○産業政策課長** 次に、7款商工費1項商工費2目商工振興費について説明いたします。説明欄の白丸、商店街活性化事業、商店街活性化事業負担金につきましては、255万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、中信市街地の活性化を図るため、空き店舗を改修、改設する場合に、直接要した経費の2分の1、200万円を上限として交付しております。今、この事業を活用しまして、えんぱ一く前の旧スーパーを改修し、焼き肉屋を開業する事業に既決予算で対応しておりますけれども、新たに大門八番町におきまして、定食を中心とした飲食店を開業する予定がありますことから、その改修費用と家賃補助分を225万9,000円、当初予算の250万円に加えて増額補正をお願いするものでございます。私からは以上です。

**○観光課長** 同じく商工費中5目観光費のうち、工事請負費についての増額をお願いするものでございます。観光施設整備工事10万円でございます。こちらは、木曾平沢駅への誘導看板、外国人観光客向けのものを設置するというものでございます。財源といたしまして、長野銀行が平成23年より行っております長野銀行地域応援キャンペーンの寄附によるものでございます。私からは以上でございます。

**○建設副事業部長** それでは引き続きましてその下、8款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費、1つ目の白丸、道路橋梁事業諸経費の1つ目の黒ポツ、木曾地域交通網対策協議会負担金3万円でございます。こちらにつきましては、現在、木曾地域には道路網を充実させる目的で組織された木曾地域交通網対策協議会があり、長野県南部国道連絡会を通して国への要望活動を行っております。ただ、飯田地区の三遠南信道、リニア関連のイメージが強く、木曾地区の国道19号を整備名とした同盟会がないため、木曾地域における国道19号の整備要望が強く感じられているところでございます。飯田国道事務所の管理区間の岐阜、長野県境から塩尻市広丘高出までの82.6キロの木曾郡6町村と塩尻を含めた1市6町村で構成する木曾地区国道19号整備促進期成同盟会が設立されることに伴いまして、負担をさせていただくものでございます。

続きまして、3目道路新設改良費、1つ目の白丸、生活道路整備事業、1つ目の黒ポツ、市道新設改良工事1,001万2,000円でございますが、現在、市で発注して工事を行っております奈良井踏切新設歩行者通路新設事業におきまして、JRとの協議において見張り員の増員と、また、地元奈良井区との調整の中で、上流、こちらちょうど酒屋さんのほうから、奈良井宿のほうから来る排水路の接続方法につきまして変更が生じたものでございますので、補正を行わせていただくものでございます。

次の白丸、道路施設長寿命化改修事業4,237万1,000円でございますが、ここで説明のため資料を配付させていただいてよろしいでしょうか。

**○委員長** これを認めます。

**○建設副事業部長** こちら、1つ目の黒ポツ、測量設計調査委託料につきましては、去る5月16日にJR東海より、JR中央西線にかかる跨線橋メロディ橋より、れんがの落下確認がされたとの連絡が入ったため、緊急に橋梁の定期点検と、浮きれんがのたたき落としを実施させていただいたものでございます。その下の工事委託料でございますが、れんがの落下防止のためのメロディ橋の橋梁補修工事を実施させていただくものでございま

す。JR東海への工事委託料の補正をお願いするものでございます。

それではお手元の資料のほう、説明をさせていただきます。こちら1枚目見ていただきますと、メロディ橋塩尻側からの状況です。単線にかかる橋梁ということで、歩道橋になっております。延長が11.65メートル、幅員4メートル、架設年度は1909年という古いものでございます。れんがづくりによりまして、見ていただければと思いますが、れんがが落下して、そのあとコンクリートで補修をしているという状況でございます。1枚目が塩尻側からのものです。

次のページでございます。こちら落下している状況と、既設のれんがの状況の図面でございます。また、真ん中には奈良井側から見た状況です。奈良井側から見たほうが、若干まだ、れんががついているかなというような感じが見受けられます。また、落下したということで、浮きれんがの撤去、たたき落としの作業をしている写真が3ページにあるものでございます。こちらのはしごを使って、たたき落としをしながら、浮いたれんがを取っているというものでございますが、こちら架線、電気が走っておりますので、夜間、電気をとめましての作業ということでございます。

3ページの下のほうにつきましては、れんがの撤去状況ということで、このような袋に2袋、3袋取れたというような話を聞いてございます。

最終、4ページでございますが、たたき落とし後の写真ということで、そちら記載写真でございます。また、たたき落としている作業風景ということでございます。最終的に工事内容、今回緊急でまたこういった落下、剥離による落下防止ということで緊急性を要するため、JRとの協議の中で5ページ目を見ていただければと思いますが、先ほどお話をさせていただきました樹脂吹きつけという形で、ポリウレタ樹脂トンネル覆工剥離対策ということで、このような作業をさせていただき、剥離または落下の防止をしてみたいという内容でございます。

工法の特徴等につきましては、記載をされておりますが、吹きつけ塗装厚が1.25ミリとなるため、内空断面を圧迫しづらいということで、こちらのトンネル、もう内側に仮設をするということができない状況となっている中で最終的な剥離防止対策ということで、お願いをしたいところでございます。

続きまして1枚おめくりいただきまして、18ページと19ページでございます。3項河川費1目河川維持費、1つ目の白丸、河川維持諸経費、1つ目の黒ポツ、河川支障木伐採委託料250万円でございますが、こちら、先の本会議でもお話がありました森林税を活用した河畔林整備事業を行うものでございます。この事業でございますが、森林税の活用による防災減災事業として本年度より施行されたもので、市で管理しております重要河川について河川区域内の樹木の除去、また、隣接する河川区域外の河畔林の育成のための間伐に対し、10分の9の補助金で対応できるようになったものでございます。本年度実施予定河川といたしましては、上西条の権現川を予定しております。また、県要望といたしまして、小曾部川、下小曾部、上小曾部地区をお願いしてございます。こちらにつきましては、河畔林を整備することで洪水被害の防止軽減を図ることが期待されるという内容でございます。私のほうからは以上でございます。

**○都市計画課長** 私からは、4項都市計画費4目駅施設維持費につきまして御説明を申し上げます。白丸、駅舎等維持管理諸経費のポツ、営繕修繕料29万4,000円につきましては、この6月12日の昼ごろ、広丘駅周辺で発生しました落雷により、広丘駅東口に設置してあります防犯カメラ2基及び時計が壊れたため、その修理

について増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、7目交通安全対策費につきまして御説明いたします。白丸、交通安全対策事業諸経費、1つ目のポツ、交通安全設備設置工事124万8,000円につきましては、長野県警へゾーン30の要望をしていました高出地区につきまして、この5月に採択となったため、エリア内21カ所に路面標示及びゾーン30の補助標識の設置工事を行うための費用を増額補正をお願いするものでございます。なお、今回のゾーン30指定エリアは、東側が国道19号、西側が市道高原通線、南側が高校北通線、北側が市道南熊井郷原線に囲まれた範囲でございます。私からは以上でございます。

**○建築住宅課長** 続きまして、その下5項住宅費1目住宅企画費、説明欄白丸、空き家対策事業について説明させていただきます。黒ポツ、住宅ストック活用事業補助金532万円の増額をお願いするものでございます。本事業は居住環境を整備することにより、本市への移住または定住を促進するため、空き家の活用等に要する経費に対して2分の1を補助金として交付するもので、補助金額の上限を、空き家の片づけ等については10万円、空き家の改修または解体について50万円としているものでございます。平成28年度から開始して3年目となる補助事業で、本年度は、7月末時点で空き家の片づけは6件、空き家の改修は5件、空き家の解体は7件、合計18件で補助金の交付決定総額は594万6,000円となり、本年度予算600万円をほぼ充足している状況になっております。今年度中に空き家対策として、この補助金を活用しようと予定している案件が今後18件予定がありますので、補助申請の予定総額が530万円余あることから、予定されている事業分の増額補正をお願いするものでございます。

以上、歳出6款農林水産費、7款商工費、8款土木費の補正予算の説明となります。御審議のほどよろしくお願ひします。

**○委員長** それでは質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。

**○丸山寿子委員** 17ページで先ほど商店街活性化事業、1つはえんぱーく前、もう1つは八番町ということでしたけど、八番町というのはどこら辺の八番町でしょうか。

**○産業政策課長** この八番町でございますけれども、県道沿いでございまして、やまというお店ありますけど、その隣の空き店舗を活用する予定の案件で調整が進んでおります。

**○丸山寿子委員** 空き店舗活用で、この場合は持ち主だった人が、活用でまた新たなことにするのか、別の方がやるのか、その辺について教えてください。

**○産業政策課長** 想定はいろいろパターンございますけれども、現状は借り主のほうが事業を行う。いわゆる改修事業、その補助事業になっております。

**○丸山寿子委員** ちなみに、改修した後は何になるのかということは、今、わかっているんですか。

**○産業政策課長** 今回、これから改修に入ることで、今、相談がまいつている段階でございまして、いわゆる普通の定食を中心とした定食屋さんになる予定で計画は進んでございます。

**○委員長** ほかによろしいですか。

**○副委員長** この奈良井の歩道工事の1,001万2,000円、この平面図は出ます。

**○建設副事業部長** 必要であれば、すぐ御用意いたしますが。

**○委員長** ではよろしくお願ひします。

○建設副事業部長 わかりました。

○委員長 後でもいいですかね。ほかにございますか。よろしいですかね。平面図ですので、後ほど審査進んだ後でお願いしたいと思います。

それでは、質疑を終結し、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので採決を行います。議案第18号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第18号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

---

### 議案第22号 平成30年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第22号平成30年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、別冊の議案第22号平成30年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）をお願いいたします。第2条の業務の予定量でございますが、配水施設整備事業につきましては、路面復旧事業及び。

○委員長 課長、座っていただいて。

○経営管理課長 それでは、着座で失礼させていただきます。

国道19号線桜沢改良事業関連の配水管改良工事に伴い、1,800万円を増額して1億7,070万円に補正するものでございます。

次に第3条の収益的収入及び支出ですが、支出では水道事業費用を140万7,000円増額して、17億7,403万8,000円にするものでございます。

次に第4条の資本的収入および支出ですが、収入では資本的収入を1,644万円増額して2億3,601万8,000円に、支出では資本的支出を5,219万9,000円増額して8億9,456万6,000円にするものでございます。

この補正によりまして、4条の本文中の括弧内に記載してございます資本的収入額が資本的支出に対して不足する額への補填財源の内訳を改正するものでございまして、その不足する6億2,278万9,000円を6億5,854万8,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収入調整額2,317万円を2,581万9,000円に、当年度分損益勘定留保資金4億5,524万5,000円を4億8,835万5,000円にするものでございます。私からは以上です。

○上水道課長 着座で失礼させていただきます。それでは、9ページをお願いいたします。21款1項1目原水及び浄水費をお願いいたします。22節賃借料につきましては、7月の大雨によります小曾部浄水場及び楢川浄水場水源地の土砂撤去に伴いまして、重機借上料38万円の増額をお願いするものです。その下の23節修繕費につきましては、浄水関係の機器の老朽化に伴い400万円の補正をお願いするものですが、具体的には床尾浄水場水系センサーの交換、日出塩導水管開渠修繕、小曾部浄水場濁度計の修繕を行うものです。私からは以上

です。

○**経営管理課長** 次に、その下の2目消費税の297万3,000円の減額につきましては、今回の補正により、納付する税額が減額となるため、補正するものでございます。

次に10ページをお願いします。資本的収入及び支出の4条予算でございます。31款資本的収入3項負担金1目他会計負担金の660万1,000円の増額につきましては、消火栓の新設・更新基数の増による一般会計からの工事負担金の増額に伴い、補正するものでございます。

次にその下の2目建設工事負担金の983万9,000円の増額につきましては、吉田配水施設事業の舗装本復旧工事の増額に伴い、セイコーエプソンから負担をいただく特別工事負担金が増額となるため、その補正をするものでございます。私からは以上です。

○**上水道課長** 引き続きまして、11ページをお願いいたします。41款1項2目配水施設費をお願いいたします。26節の工事請負費につきましては、配水施設整備事業といたしまして、7月6日に発生しました平出地区の配水管漏水に伴います路面復旧費300万円をお願いするものです。また、国道19号桜沢改良事業に伴いますトンネルの出口付近、既存の国道との接続箇所の配水管が支障になりますので、合計200メートルの配水管の布設がえということ、1,500万円の追加補正をお願いするものです。また、吉田地区配水施設整備事業といたしまして、昨年度、野村配水池関係の工事をさせていただきましたけれども、その総配水管布設工事に伴います舗装本復旧をことし予定しておりますけれども、当初予定しておりました舗装復旧厚5センチが実際のところ10センチありましたので、路面復旧のために1,500万円の増額をお願いするものです。

続きまして、3目浄水施設費26節工事請負費をお願いいたします。これにつきましては、各浄水場配水池の機器故障に伴います工事の増額といたしまして、床尾浄水場の濁度計の更新工事、小曾部浄水場の原水電動弁更新工事、上西条の浄水場のろ過池水位計の更新工事及び平沢配水池配水流量計の更新工事ということで、1,300万円の増額をお願いするものです。

続きまして、4目受託建設費をお願いいたします。26節の工事請負費につきましては、危機管理課指示によります消火器3基の増工によります補正といたしまして、619万9,000円をお願いするものです。

○**経営管理課長** ページ戻りまして、6ページをお願いいたします。予定損益計算書になります。今回の補正により変更のあったのは、2の営業費用の(1)原水及び浄水費が賃借料と修繕費でございまして、この結果、中ほどにあります営業利益、経常利益、それから下から4行目の当年度純利益ともに405万5,000円の減額となります。それから一番下の当年度未処理分利益剰余金につきましても、同様405万5,000円の減額の3億5,394万8,000円となるものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員より御質問、御意見ありますか。よろしいですか。

○**柴田博委員** 一点お願いします。11ページの配水施設整備事業の中で、国道19号の桜沢関連ということでしたけれども、これは財源はどうなるわけですか。どこから、国からでも来るわけですか。

○**上水道課長** これにつきましては、全額自費と言いますか、単費と言いますか、補助事業等はございません。

○**柴田博委員** それは市で布設してあった配水管が邪魔になるということですか。

○**上水道課長** はい。市が占用取らせていただいて布設したものが、支障になるということです。

○柴田博委員 いいです。

○委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですかね。それでは、質疑を終結して自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第22号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第22号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

○建設副事業部長 先ほど、副委員長から御質問のありました平面図につきまして御用意いたしましたので、担当係長のほうより御説明申し上げますので、よろしいでしょうか。

○建設係長 御説明させていただきます。

○委員長 座ってください。図面です。

○建設係長 ありがとうございます。図面の下のほうですが、奈良井宿のほうから水が流れてきまして、今、直角にぶつかっている状態なんですけれども、やはり地元の皆さん老朽化と、真つすぐ当たるものですから水があふれるということで、地元のほうからどうにかしてほしいということでお話をいただきまして、今回補正させていただいておる状態でございます。それと1枚めくっていただきまして、写真をつけてございますが、一番こちらの左下ですかね、ここから上のほうが奈良井宿のほうなんですけれども、そちらのほう、途中でますできて終わっているんですが、その下から暗渠を通りまして、今度こちらのほうの一番端の右側のところに直接ぶつかっている状態でございます、その辺の改修を行う予定でございます。以上でございます。

○委員長 ということだそうですが、図面の読める方は質問をお願いいたします。いいですよ。どうぞ。

○篠原敏宏委員 この赤いところが今回、今までの設計と変わって追加になるってということで、水路が要はスムーズに流れ込みができるっていう、そういうことですね。わかりました。

○委員長 それでは、議案についての審査は以上ですが、全体を通して何かあれば、いいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 行政側から何かありますか。

---

#### 議会閉会中の継続審査の申し出

○産業振興事業部長 閉会中の継続審査についてお願いを申し上げます。本委員会主管の各事業部、大変重要な案件を抱えております。したがって、閉会中の継続審査についてお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

○委員長 ただいま継続審査につきまして申し出がりましたが、これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で、当委員会に付託された案件の審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果報告及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。理事者から挨拶があればお願いいたします。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 2日間にわたりまして、委員会の中で大変慎重に御協議いただきまして、全ての議案に対してお認めをいただきまして、大変ありがとうございました。審査をいただく中でいただきました御意見、御要望に対しましては、私ども真摯に受けとめて、しっかり努めてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、9月定例会産業建設委員会を閉会といたします。

午後3時01分 閉会

平成30年9月3日（月）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

産業建設委員会委員長 金子 勝寿 印